

【別冊⑤】

更生保護施設編

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書



発行年 ■ 2010年3月
独立行政法人 国立高度知的障害者総合施設のぞみの園

は じ め に

「のぞみの園」は、平成20年度から、罪を犯した知的障害者の地域生活への定着に向けた支援に取り組んでいます。

平成21年度からは、国において「地域生活定着支援センター」事業が実施され、矯正施設を退所した知的障害者等について福祉制度につなげるための関係機関との連絡調整等を行う「地域生活定着支援センター」が既に11の県で設置されていますが、矯正施設退所者を福祉施設で受け入れた場合の地域移行に向けた効果的な支援方法などは未整理であり、支援の現場では試行錯誤で取り組まざるを得ない状況にあります。

このため、「のぞみの園」は、平成21年度の厚生労働省の「障害者保健福祉推進事業」の補助金を受けて、福祉施設等において先駆的に取り組んだ事例を収集・分析し、矯正施設から福祉施設への受け入れ、福祉施設における地域移行に向けた支援、さらに地域に移行後の定着支援までを一連の流れとして捉えた支援プログラムを開発しました。

この支援プログラム開発にあたっては、次の2点を前提としました。

第一に、この研究の目的は、「矯正施設を退所した知的障害者が福祉の支援を受けることにより地域で自立した生活を営むこと」を目指すものであり、再犯の防止を直接の目的とするものではないことです。自立した生活が実現できれば、再犯防止につながりますが、それはあくまでも副次的な効果という位置づけです。

第二に、再犯の防止を直接の目的とするものではないが、福祉施設等における支援目標の設定と個別支援計画の作成にあたっては、丁寧なアセスメントの実施により犯罪行為に至った要因をできる限り把握した上で、その要因の軽減・除去に向けて、犯罪行為を誘発しないような環境調整、さらには、本人の問題解決に対するゆがみ（「認知」のゆがみ）を修正するための教育・訓練などに関する事項を組み込む必要があるということです。ただし、衝動的な犯罪、重大な暴力犯罪、薬物中毒などの事例は、福祉の現場では限界があり、治療教育の専門家に委ねる必要があります。

これらの前提の下、支援プログラムの開発に取り組みましたが、福祉の現場で支援に携わる人たちになじみがあって、利用しやすいように、障害者ケアマネジメントの手法を活用しました。

具体的に、開発した支援プログラムの概要を時系列で説明しますと、次のようになります。

- ◇ まず、矯正施設、保護観察所、福祉事務所等からの聞き取り、本人との面接、本人の行動観察などによりアセスメントを実施しますが、その中で生育歴、犯罪に至った経緯と要因などをできる限り把握する。（アセスメント表の作成）
- ◇ 次に、アセスメント表に基づき、本人の認知のゆがみの修正、また、犯罪行為を誘発しないような環境の調整に寄与すると考えられる支援目標（例えば、本人の再犯予防の意識の向上、安心できる生活の場の確保、信頼できる人間関係づくりなど）を三つないし五つ程度設定する。（把握された犯罪に至った要因に対応する支援目標を設定するためのチェックシートの作成）



◇次に、支援目標達成のための具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画を作成する。（個別支援計画表の作成）

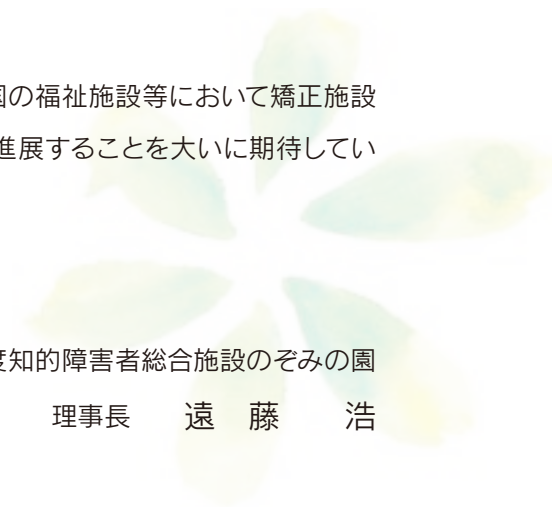
この支援プログラム開発に関する研究報告書は、福祉施設等における矯正施設退所者の受け入れマニュアルや、支援プログラムに基づくアセスメント表、チェックシート及び個別支援計画表の作成の事例集なども含めたため300ページに及んでいます。

この支援プログラムが実際に利用される施設・事業所としては、障害者福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター（障害者就業・生活支援センター）、更生保護施設などが想定されますが、これらの施設・事業所では、受け入れのための準備や手続き、支援の方法、連絡調整や連携協力の相手方などが自ずと異なると考えられます。そこで、これらの施設・事業所において支援プログラムを活用しやすいように、施設・事業所の別に5種類の普及版報告書を作成し、関係方面に配布することとしました。

この普及版報告書が第一線で支援に取り組む皆様に活用され、全国の福祉施設等において矯正施設退所者の受け入れと地域移行、地域定着に向けた支援の取り組みが進展することを大いに期待しています。

平成22年3月

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長 遠 藤 浩



目 次
CONTENTS

はじめに

I 受け入れポイント	5
II 支援プログラム	21
III 事例集	75
IV 資料	89
V 研究検討委員会委員名簿	95
VI 参考文献	99



受け入れポイント

ひょっとしたら、知的に障害があって、仕事が見つからないのでは？
説明がうまく伝わらないと感じたら、まず開いてみて下さい!!

知的障害者等の受け入れのポイント

- ❶ 福祉のサービスが必要と判断された場合 … 6
- ❷ 主な障害福祉サービスはどこに相談すればよいか… 10
- ❸ 知的障害の認定（療育手帳の取得） …… 12
- ❹ 援護の実施者となる区市町村について …… 14
- ❺ 軽度知的障害者の支援のポイント …… 16

資料

- ❶ 地域生活定着支援センターの事業の概要 … 18

知的障害者等の受け入れのポイント

① 福祉のサービスが必要と判断された場合

1. 知的障害への気づき

- ☐ 「はい!わかりました」とその場では言いますが、どうも本当は理解していないようだ。
- ☐ 複数の指示事項は実行できない。(2つ以上は難しい。)
- ☐ お金は計画的に使えず、短期間に使ってしまう。
- ☐ 住民異動届などの行政の窓口の手続きがうまく行えない。
- ☐ 就職・住まいについて交渉がうまく行えない。

こんな事例はありませんか。更生保護施設において、他の入所者より支援が多くかかる者はいませんか。

保護観察所からの情報の中に知能テストの結果や生育歴の中で、特殊学級や自立支援学校(養護学校)、福祉施設入所の記録により、知的障害があるのではと思われる者はいませんか。

読み書きや身の回りができたとしても、問題解決能力に欠けている者はいませんか。

障害を持っていることで、福祉の支援があればもっと自立がうまくいくのではないかとと思われる者はいませんか。

知的障害者には
どんな福祉サービスがあるの?



「P 10 主な福祉サービスは
どこに相談すればよいか」参照

2. 知的障害者の定義

知的障害とは発達上の遅滞で、18歳までに発生しているものをいいます。

以前は知恵遅れ・精神薄弱者(平成11年に「知的障害者」と改称されました。)と呼ばれていました。

各都道府県の知的障害者更生相談所(18歳未満は児童相談所)で知能検査などによって知的障害があるかどうか判定されます。(判定基準は都道府県がそれぞれ定めています)

知的障害と判定されると「療育手帳」が発行され、各種福祉施設等が利用しやすくなります。サービスによっては療育手帳の所持を要件としているものも多いので、日常生活を送るうえは手帳を取得した方がよいでしょう。

本人や家族が知的障害があることに気づかなかつたり、所持しなくても大きな問題がなかったり、逆に障害者としての認定を受けることに抵抗があつたりして、療育手帳の交付の申請をしていなかった場合もあるようです。

「療育手帳」の申請は
どうすればいいの?



「P 12 知的障害の認定」
参照

3. 福祉サービスを利用するためには

更生保護施設に入所して初めて知的障害が疑われた場合、本人に対する説明、必要な福祉サービスの検討、福祉サービスの調整などをすべて1から始めないといけません。

この場合、その者を福祉サービスにつなげる必要があるか否かの判断については、処遇方針や入所期間に関わる問題ですので、まず委託元である保護観察所と十分に協議を行いましょう。

(1) 本人の同意

福祉サービスの利用は、原則的に契約に基づくものであり、本人の同意が必要です。関係機関・団体と情報を共有することになりますから、本人から「同意書」を徴しておく方が良いでしょう。

しかし、実際、更生保護施設入所者の中には、自分が知的障害者であるという自己認知がなく、療育手帳の取得に抵抗を示す方も少なくないかと思います。本人の人生に関わることでし、これまで福祉の支援に頼らず生活をしてきたという自負も本人にはあるかと思うので、誰が説明をするか、また、説明のタイミングをどうするか、事前に保護観察所と十分に協議しておく方が良いでしょう。

指定更生保護施設の中には、まず就職活動をさせてみて、就職に至らない現実を直視させた段階で福祉サービスの利用を勧めてみたり、社会福祉施設への見学を企画してみたりするといった工夫をしているようですが、お話をうかがってみると、実際は色々とお苦労されているというのが現状のようです。

(2) ケアプランの作成

福祉サービスの調整とは、単に社会福祉施設への入所を調整するということではありません。アパートでヘルパーの援助を受けながら生活する、ジョブコーチの援助を受けながら就労を行うなど、本人のニーズや障害特性に応じ、様々な調整の形が考えられます。福祉サービスも多様にあり、中には、自治体が独自に行っているサービスもあります。

大切なのは、本人が再犯・再非行をせずに地域で生活していくにはどのような支援が必要か考え、施設在所中から福祉の関係機関・団体と連携し、計画的な調整・訓練を行っていくことです。

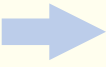
計画的な支援を行っていくためには、いわゆる「ケアプラン」を作成することが大切です。ケアプランは、本人の動機づけを高めるほか、支援の透明性を高め、関係機関・団体との意識統一や情報共有の促進といった効果が期待でき、実際、指定更生保護施設においても、福祉職員がプランを策定し、本人の特性や取り巻く環境に応じた計画的な処遇を実施しています。

(3) 福祉サービスの調整

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用するためには、本人の「援護の実施者」（知的障害者に対する援護を行う区市町村）となる区市町村により、「障害程度区分」の認定を受け、提供するサービスの内容を示す「受給者証」の交付を受ける必要があります。

この申請は、区市町村の窓口で行うこととなりますが、必ずしも更生保護施設のある住所地の区市町村が「援護の実施者」になるとは限らず、本人の生育、元の住所地などによって変わることがあり、実務上、その調整に苦労する場面も少なくありません。

援護の実施者は
どこになるの？



「P 14 援護の実施者となる区市町村について」
参照

また、更生保護施設職員の中には、福祉の知識がないなどの事情から、「いきなり自治体に行くのは不安である」、「そもそものような福祉サービスがあるのかわからない」といった不安を感じる方も少なくないと思います。

こういった場合、もし、本人に福祉サービスを利用する意思があれば、地域生活定着支援センターに相談支援業務の依頼をすることが可能です。地域生活定着支援センターへの相談支援業務の依頼は、更生保護施設が直接行うことも可能ですが、保護観察又は更生緊急保護の実施主体である保護観察所にも情報を共有してもらうため、保護観察所を通じて行うことが望ましいと考えられます。

地域生活定着支援センターが設置されていない都道府県においては、「地域生活支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」等地域の総合相談窓口相談をしてみることも一つの方策かと思えます。

「地域生活支援センター」においては、「相談支援専門員」が居住先を探すお手伝いや地域で暮らしていく上での相談相手になってくれます。

「障害者就業・生活支援センター」においては、公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、職業実習先を紹介したり、必要に応じてジョブコーチを派遣して、仕事に慣れることや事業主との調整を行い、就職に結びつけることを行っています。また、生活相談に応じてくれますので、指定更生保護施設の中には、このセンターを通じ、療育手帳の取得や各種福祉サービスの調整を行ったところもあるようです。

(4) 関係機関・団体との連携

多様な福祉サービスの調整を、更生保護施設がすべて単独で担うのは不可能です。限られた入所期間や職員体制で最大限のことを行っていくためには、関係機関・団体と連携し、包括的な支援を行っていく必要があります。

連携を図るための有効な取り組みの一つが「ケア会議」です。ケア会議を開くことで、更生保護施設が単独で動くのではなく、関係機関・団体が協働して調整を進めていくことができます。実際、指定更生保護施設の中には、福祉職員が中心となって「ケア会議」を開催したところもあり、これにより、調整の時間が短縮され、認識や情報の共有化が図れたという効果があったとのことです。

また、地域では、関係団体が本人のためにチームを組んで支援計画を策定し、それぞれの持っている支援を出し合ってサービスにつなげる「障害者自立支援協議会」が、区市町村ごとに設置されつつあります。他にも、個別に相談支援専門員が中心となって関係者だけが集まって開催される「サービス担当者会議」が各地で始まっています。

知的障害者等の受け入れのポイント

2 主な障害福祉サービスはどこに相談すればよいか

■福祉サービスを利用するために



区市町村役所・福祉担当

○障害の認定・各施設等の利用

療育手帳（知的障害）の交付（障害者更生相談所）

＊18歳までに障害があったことの証明が必要

○所得の保障

障害基礎年金（20歳以上の障害者・無拠出年金）

＊1級 約8.2万円／月 2級 約6.6万円／月

○福祉サービスの利用

障害程度区分認定

受給者証の交付（どんなサービスを利用するか）

■生活について



地域生活支援センター

（相談支援専門員）

区市町村より委託された事業所

○何でも相談

○住居の紹介（保証人も含む）

○移動支援（買い物などの外出支援）

○成年後見制度の活用

○日常生活自立支援事業の紹介

区市町村社会福祉協議会が窓口となっている事業で、知的障害者等の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

■就職について



障害者就業・生活支援センター

都道府県から委託された事業所

障害者への就職活動と地域での生活を支援します。

○職場実習先の紹介

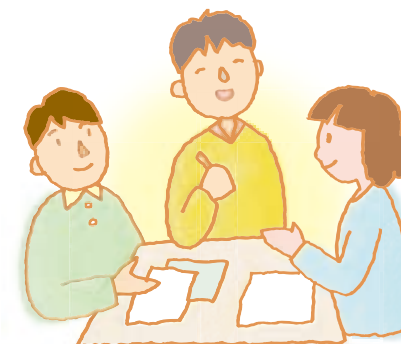
○ハローワークへの登録

○ジョブコーチ（実習先での支援）

○就職についてのアドバイス

○就職した後の生活面での相談にも応じます。

■地域で支える仕組み



サービス担当者会議

障害者の相談支援専門員を中心に本人が地域での自立のために必要なサービスを検討して、支援計画を作成して各機関のサービスを提供します。

一つの施設で悩まないで、チームで支えましょう。



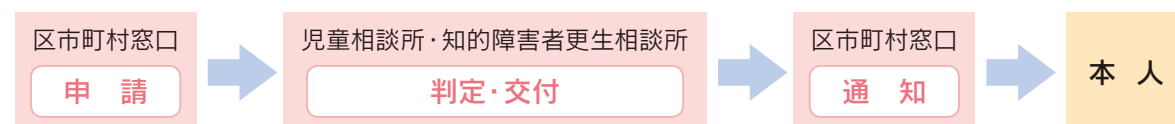
知的障害者等の受け入れのポイント

③ 知的障害の認定（療育手帳の取得）

【制 度】

- 療育手帳は、知的障害者（児）と保護者に対する療育の指導・相談や知識の普及等の様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。
知的障害者福祉法による援護以外にも、JRなどの公共交通機関を割引料金で利用することもできます。
- 身体障害者手帳とは異なり、療育手帳の判定方法・判定基準は全国共通ではなく、交付も含めて都道府県がそれぞれに定めています。
なお、重度の身体障害が合併している場合は考慮されることがあります。

○ 申請手続き



○ 知的障害の判定の前提

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。

- ① 発達期（概ね18歳まで）の障害であること
- ② 知的障害があること

＊「療育手帳制度について」

（昭和 48 年9月 27 日 厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）

「療育手帳の実施について」

（昭和 48 年9月 27 日 児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）

- 入所中に申請手続きを行うことは可能です。また、交付を受けることも可能です。
もちろん、話し合いの中で本人の同意の上での申請が前提です。
- サービスによっては、療育手帳の所有が要件となっているものもあります。
- 申請先は援護の実施者の都道府県になります。
また、既に取得している場合でも、交付を受けた都道府県に生活実態がない場合は、居住する都道府県での再交付手続きが必要です。
- 療育手帳の交付に、申請してから、2か月程度の期間を要する場合もあることから、その期間を見込んだ準備が必要なようです。
- 療育手帳の判定には、概ね18歳までに障害があらわれていることの確認ができることが必要であり、高齢や住所が未確定な者への判定にはさらに多くの時間を要したり、退所に間に合わない事例も見受けられます。
- 入所している矯正施設が、援護の実施者である都道府県にない場合は、援護の実施者の判定機関が判定のために矯正施設所在地に出向くか、他の都道府県へ依頼して判定できることになっています。

【方向性】

- 18歳までに障害があらわれたことを確認するために、矯正施設・保護観察所で持っている情報のうち、何らかの福祉サービス・教育を受けた経験等の生育歴の情報が有効となることがあります。
（例えば「特殊学級に在籍していた」「幼児期を知っている親族の存在」など）
- 療育手帳交付手続きに要する期間短縮や、判定の委託に関する連携がスムーズに行われるよう、行政と積極的に協力していくことが望まれます。
- また、判定に際しては、矯正施設内に心理判定機関があるので、その判定結果も有効に活用されるよう、関係機関同士の連携が確保されることが円滑な遂行に役立ちます。



知的障害者等の受け入れのポイント

④ 援護の実施者となる区市町村について

【現 状】

- 原則的には、矯正施設に入所する前の居住地が援護の実施者となります。
更生保護施設に入所し、所在地に住民票を異動することをもって、所在地の区市町村が援護の実施者になるわけではありません。
- 全く居住地がわからない場合は、矯正施設の所在地が援護の実施者になるという通知が下記の通りに出されています。
- 実際上は、本人の入所前の居住地や出身地、保護者の住所地などを考慮して検討されることとなりますが、援護の実施者の決定まで時間を要する場合があります。
- 地域生活定着支援センターに対して支援依頼のあったケースについては、同センターが、本人の出身地、住所地、生育歴等を踏まえて関係区市町村との調整にあたります。

【方 向 性】

- 退所後の生活の場を基本としてより適当な区市町村が援護の実施者となることが望ましいと考えられます。
- 本人との面接の中で家族の情報を得て、その家族が退所した後の相談に応じてくれる福祉制度上の保護者になっていただければ、援護の実施者も決定しやすいですし、ひいては仮釈放の条件の一つである身元引受人の確定にもつながります。
- 国としての明確な指針が待たれています。

矯正施設収容者に対する身体障害者福祉法の適用について

昭和32年6月19日社発第441号
厚生省社会局長通知

1. 居住地の認定について

矯正施設収容者の居住地は、施設に収容されたことによって施設所在地に移ったとみるべきではなく、収容前に居住地を有し、かつ現在そこに家族が居住していて釈放後本人が復帰する見込みのあるときは、当該地を引き続き現在の居住地と見るべきである。

従って、この場合、身体障害者手帳の交付は、当該居住地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行い、また当該居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が援護の実施に当たるものである。

収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込みのない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また援護の実施に当たる者であること。

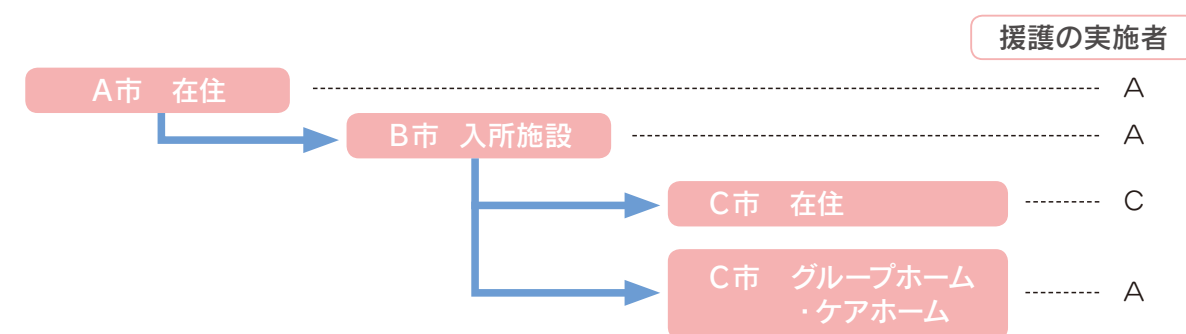
更生援護の実施者

知的障害者福祉法
改正 平成18年 法律20. 53

第9条

この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村（特別区を含む。以下同じ。）による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により同法第19条第1項に規定する介護給付費等（第15条の4及び第16条第1項第2号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第5条第1項若しくは第5項の厚生労働省令で定める施設、同条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和25年法律第14号）第30条第1項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第5条第1項若しくは第5項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第30条第1項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。



居 住

出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』
居住（きょじゅう）とは、一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。その場所を居住地（きょじゅうち）といい、通常そこが自宅（じたく）とされる。
そこに家族の生活の拠点を定めて、寝食をそこで共にし、その住宅空間（居住空間）を自分たちのものとしてデザインしていくこと。
また、その意味から派生して、必ずしも住宅、住居ではなくても、一定空間で快適で、満足感が得られることも居住性として語ることがある。車の車内空間など。

⑤ 軽度知的障害者の支援のポイント

軽度の知的障害者の自立支援を行うときの職員の接するポイントをいくつか掲示します。

1 職員側の連携(判断の基準の統一)

- ① 職員間で統一した支援
職員で善悪の基準が違っては混乱するだけです。
- ② 問題が発生したら、その場で解決する。(後に持ち越さない)
注意する際には毅然とした態度で、悪いことは悪いこととして、その場で確認する。
- ③ 本人の発する言葉・表情に惑わされない。(理解しているようで理解していない)
「はい!わかりました」はその場を言いつくろっているだけで、本当に理解しているか疑問のときが多いようです。
- ④ 指示する内容は簡単・単語で。(指示は2つまで!!それ以上は理解しにくい)

2 明確な目標を持たせる。

- ① 地域の中で自立することを前提とした生活
居心地が良いということではなく、早く施設を出てがんばりたいと思わせる。
- ② できることとできないことの見極め。(就労の可否を含む)
短期間で改善できることの見極め。
挨拶の励行。

3 しっかりとした信頼関係を作る。(安心できる関係)

- ① キーパーソンとなる本人の担当職員を決める。
- ② 大きな目標と目の目標を作り、心の支えを作る。
- ③ 粘り強くつき合う。

恵まれない家庭環境の中で育っていることが多く、障害自体を理解されずに来たために、福祉的な支えもなく一般社会では生きづらく、犯罪に至っていることが多いようです。又、人を信じることがうまくできず、自分だけの判断で行動していることが多いようです。

療育手帳制度の概要

1. 概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対し交付する。

＜根拠＞ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）

※本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言（ガイドライン）であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

2. 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判断された者に対して交付する。

3. 障害の程度及び判定基準

重度（A）とそれ以外（B）に区分

○ 重度（A）の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
・異色、興奮などの問題行動を有する。

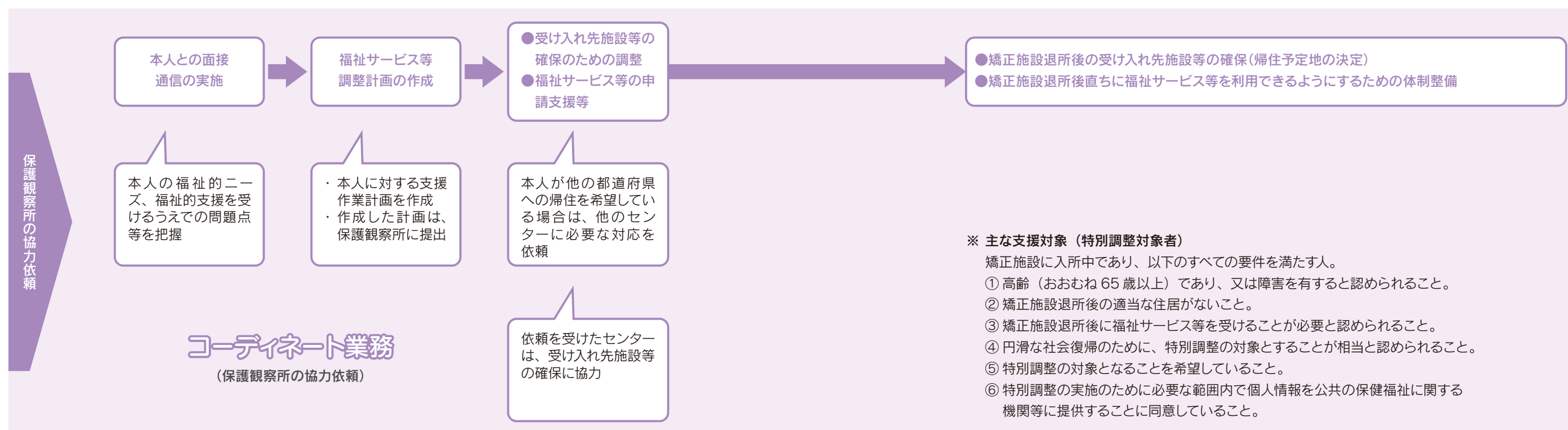
- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

○ それ以外（B）の基準

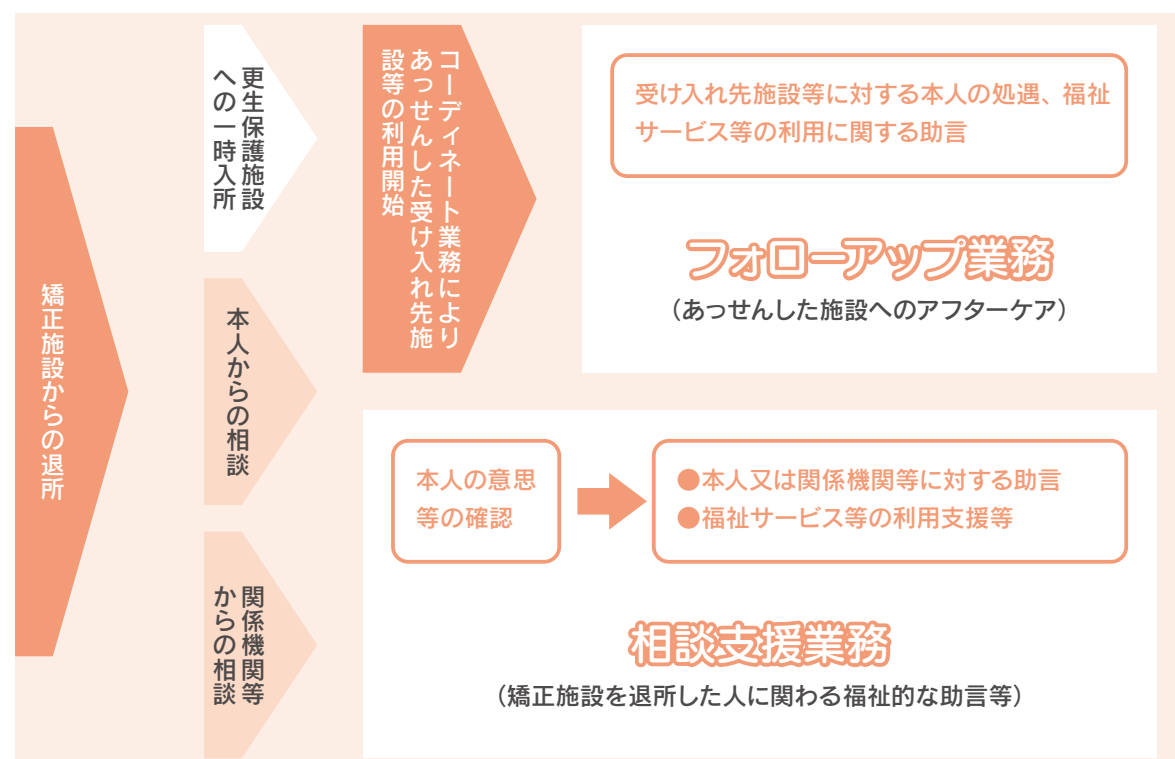
重度（A）のもの以外

1 地域生活定着支援センターの事業の概要

■ 矯正施設に入所中の人に対する支援



■ 矯正施設を退所した人に関わる支援



関係機関等との連携

ケース会議、合同支援会議等の開催

個々の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて、関係機関等の参加を求め、ケース会議、合同支援会議を開催する。

メンバー

- 矯正施設・保護観察所
- 援護の実施者(区市町村)
- 地域生活定着支援センター
- 受け入れ施設

矯正施設入所中に福祉サービスの受給手続きを行います。

連絡協議会への参加

業務を行うために必要な情報を交換し、関係機関等との連携の強化を図るため、保護観察所が開催する連絡協議会に参加する。

その他日常的な連携

上記のほか、業務の円滑かつ効果的な遂行のため、平素から、関係機関等との連絡を密に保ち、社会資源の開拓等に努める。



支援プログラム

障害福祉施設用に開発された支援プログラムです。参考にして下さい。
本人に合った支援方法を見つけて下さい。

支援プログラム	
① 支援プログラムの目的	22
② 支援プログラム開発の必要性	22
③ 対象障害	22
④ 用語の定義	22
⑤ 対象者	23
⑥ 支援プログラムの基本的な考え方	25
⑦ 具体的手法	26
⑧ 支援プログラム作成方法	27
資料	
資料① 支援の領域	37
資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル	39
資料③ 「プランニング表」用 具体的支援方法モデル	43
資料④ 支援プログラム様式	64

- ① 支援プログラムの目的
- ② 支援プログラム開発の必要性
- ③ 対象障害
- ④ 用語の定義

① 支援プログラムの目的

福祉サービスを提供することで、矯正施設（刑務所・少年院等以下「矯正施設」という）を退所した知的障害者等の地域での自立した生活を目指すものであり、福祉関係施設等及び地域での支援プログラムとして障害者ケアマネジメントの手法を活用した個別支援計画モデルを開発することを目的としています。

故に他の矯正プログラム（薬物・性犯罪・粗暴犯への処遇プログラム）のように直接的に再犯防止の対策を目的としていません。

② 支援プログラム開発の必要性

地域生活定着支援センターが全国に設置され、矯正施設から福祉関係施設等へのコーディネートする機能は整備されるものの、実際に福祉サービスを提供する役割を担う施設（福祉関係施設・更生保護施設等）での受け入れが進まないのが現状です。

要因としては、施設で受け入れることによる様々なリスク・不安によるものが挙げられますが、特に「どのように支援すれば良いかわからない」など、施設での受け入れ、地域移行のためのマニュアル・手引きの整理がなされていないこと、そして、個々の対象者への支援プログラムが開発されていないことが挙げられました。

③ 対象障害

- ① 知的障害者
 - ② 精神障害者
- （知的障害を伴う者又は常時医療的ケアを必要としていない状態であること）
＊発達障害者については、知的障害を伴う場合を対象とします。

④ 用語の定義

- ① 支援プログラム
矯正施設を退所した知的障害者等を受け入れた施設（障害福祉施設、救護施設、更生保護施設）や地域（グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター）における地域生活支援のための個別支援計画書です。
- ② 受け入れマニュアル
福祉関係施設等で受け入れるにあたっての事務手続きや、支援のポイントをまとめた運営マニュアルを、これまでの事例に基づき作成しました。

⑤ 対象者

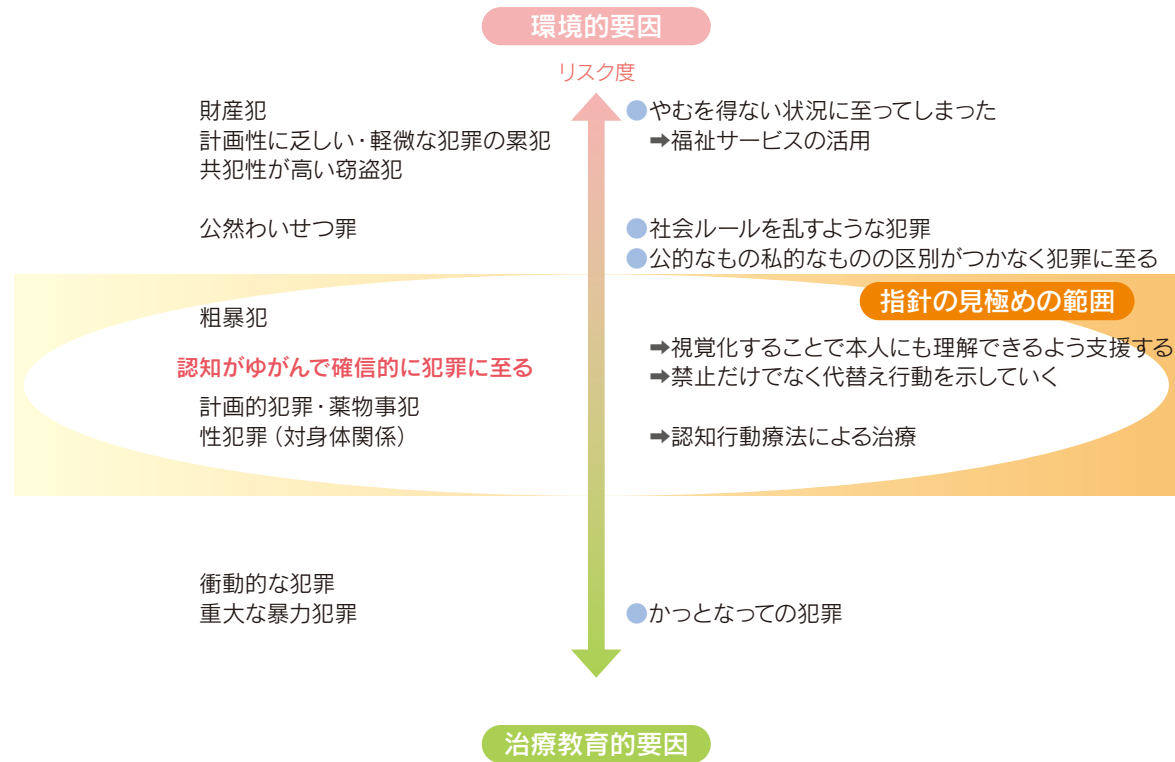
知的障害者の犯罪の特徴として考えられることとしては、次のような点が挙げられます。

- 社会・経済的視点＝環境的要因
 - ▶ 十分な教育が受けられないことや、家庭の養育力不足、貧困、福祉の支援を受けていないことにより、やむを得ない状況で犯罪に至っている。
 - ▶ 計画性が少なく、周囲から影響を受けやすいことから、その場の状況で行動に至っている。
 - ▶ 私的な部分と公的な部分の区別がつかない。（窃盗など）
 - ▶ 属性が強く、主犯格から指示されての共犯となる。
 - ▶ 窃盗（車上荒らし・万引き・置き引き）、詐欺（無銭飲食等）、器物破損等の微罪の累犯が多い。
- 認知のゆがみの視点（問題解決方法が社会的ルールに反している）
 - ▶ 自分の行為の重大性を理解できない。
 - ▶ 私的な部分と公的な部分の区別がつかない。（公然猥褻罪など）
 - ▶ 認知のゆがみによる確信的犯罪。（性犯罪・粗暴行為）
- 治療教育のケアが必要な視点＝治療教育的要因
 - ▶ 衝動的な暴力による重大な行為。
 - ▶ 薬物・性犯罪。

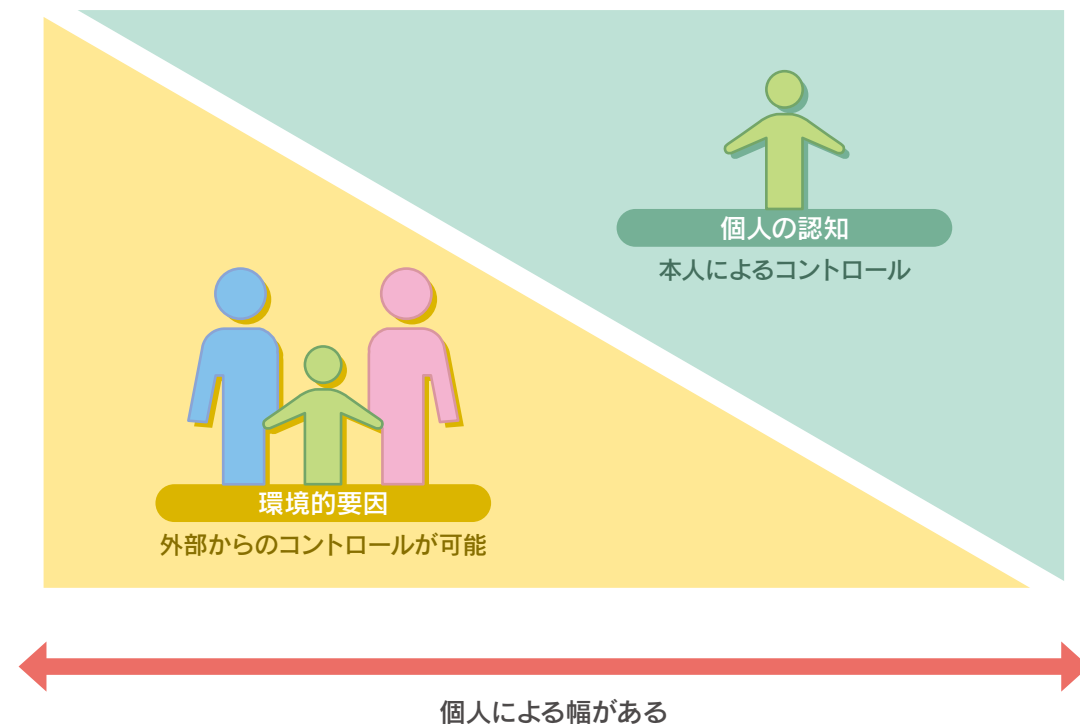
今回の研究の対象者は、福祉サービスの提供により、環境的要因を軽減・除去・誘発しないよう調整及び改善することで、地域生活の自立を目指す支援プログラムの検討を行うこととしました。

又、環境要因の改善だけではなく、多くの場合に「認知」のゆがみということも多く関わっており、認知に対する専門的な支援も必要です。ここでは福祉関係職員が取り組むことが可能な範囲で認知への働きかけを行うものであり、具体的には言葉だけではなく、**視覚化すること**で本人が理解を得やすいよう支援するものです。

ただし、専門的医療ケア等が必要と思われる治療教育的要因の分野については、対象とするのは難しいのが現実です。治療教育的な分野については、認知行動療法による治療や精神科・心理科治療等が必要です。



■「環境的要因への働きかけ」と「個人の認知への治療教育」

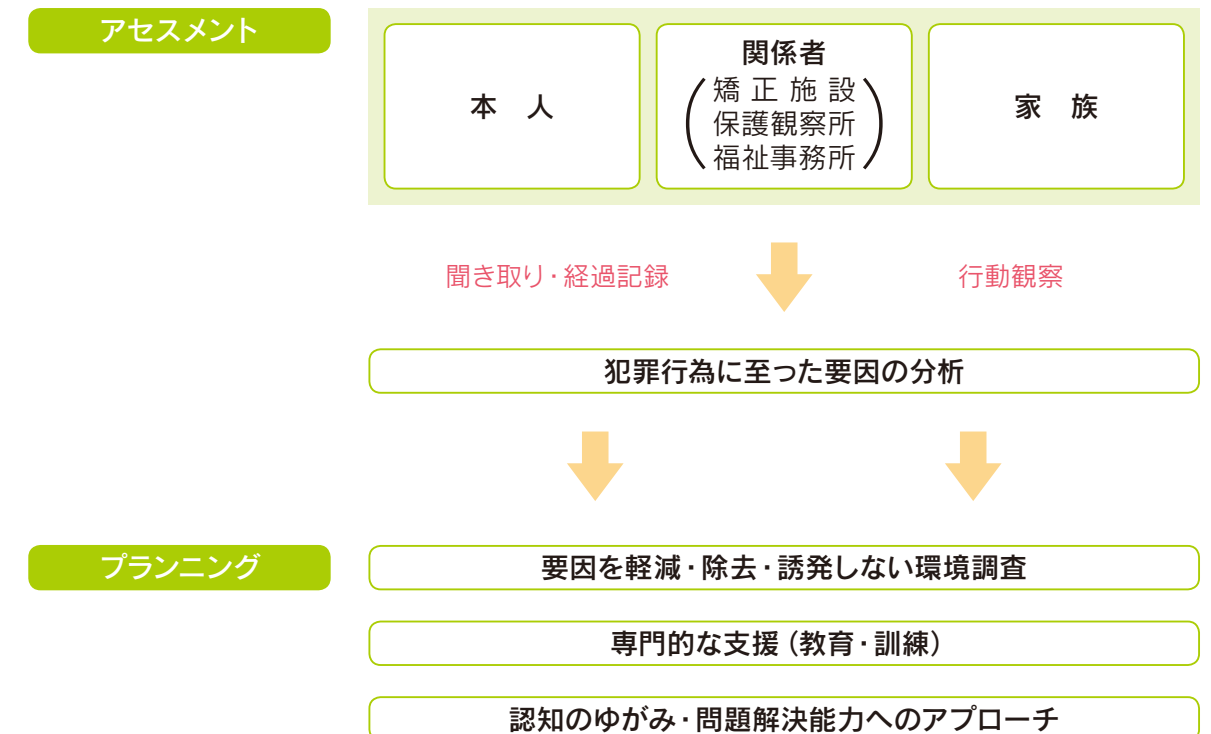


支援プログラム

⑥ 支援プログラムの基本的な考え方

支援プログラムは、犯罪に至った要因（地域での生活に生き辛くなった要因）の軽減に向けての支援、言い換えれば、地域で自立して生活するためのニーズへの支援に主眼を置くことを前提とします。

そのためには、本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき犯罪行為等に至った要因を理解し、これらを軽減・除去・又は誘発しないような環境調整と、地域生活へに向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）や認知のゆがみ、そして、問題解決能力へのアプローチが組み込まれた個別支援計画を作成することとしました。



(1) 障害者ケアマネジメントの活用

支援プログラムの手法については、今後の普及という視点を考えると、新たな手法を考案するよりも、平成15年度の支援費制度導入以来、障害福祉での支援計画として普及している個別支援計画の作成手法である「障害者ケアマネジメント」の手法を活用することとしました。

研究検討委員会は、主たる研究として、実態調査を行った委員個々が先行して実施してきた事例を基に次の支援モデルを作成しました。

1. 支援の領域

(P 37)

支援の領域とその中に含まれる具体的支援項目を示しています。

2. 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル

(P 39)

犯罪行為に至った要因から浮かび上がった支援目標・領域についてモデルを作成しました。
 具体的支援目標につなげるためのポイントになります。
 「本人の認知や治療教育的ケアの要因」と「環境的要因」に分けられます。

3. 「プランニング表」用具体的支援方法モデル

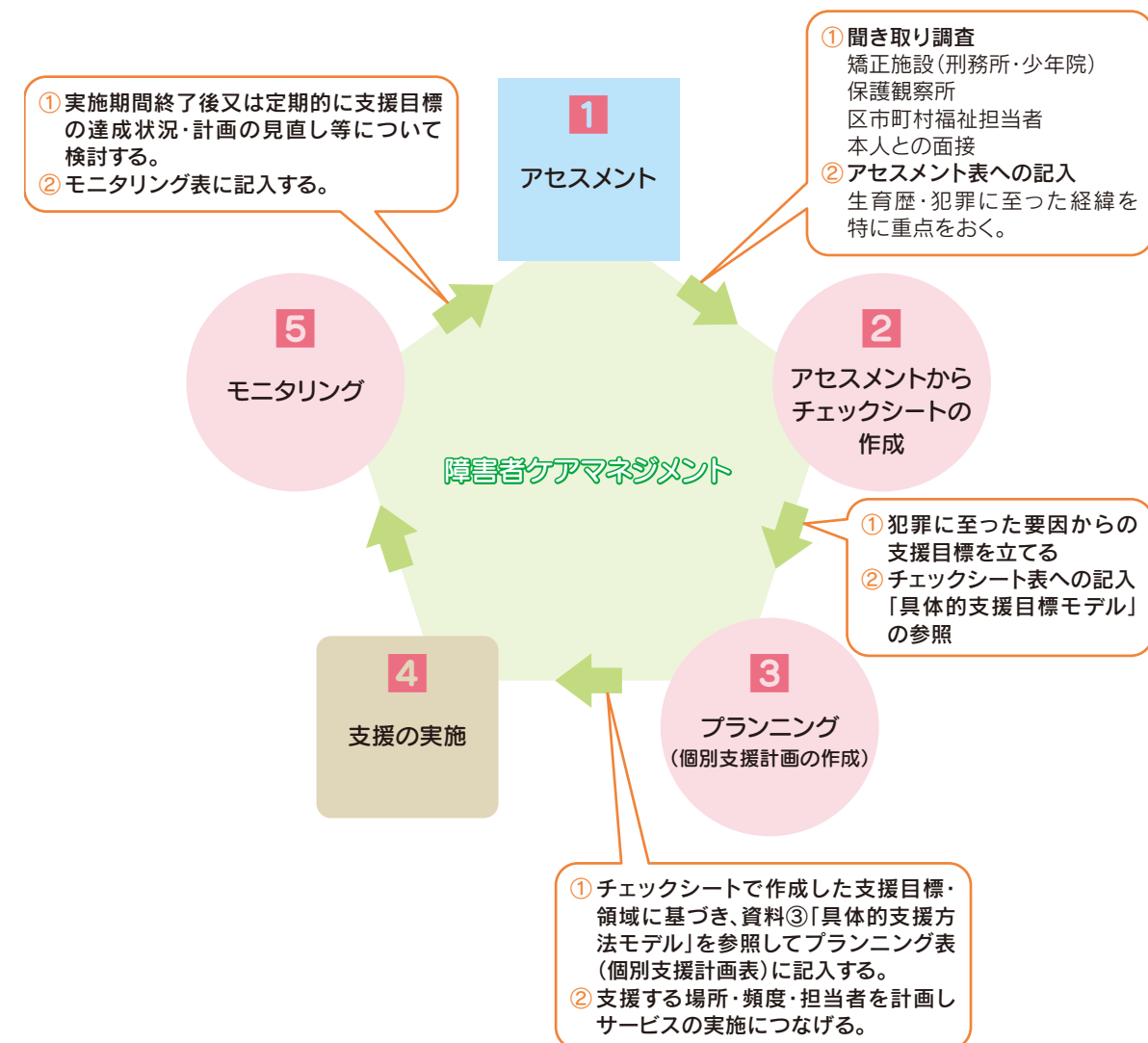
(P 43)

個別支援計画を作成するにあたり、設定した支援目標に対する具体的支援方法と期待できる効果を領域別に、これまで先駆的に取り組んできた事例から集約したものです。
 地域生活で自立を目的とする支援プログラムという特徴を持ち、矯正プログラムではないことから、矯正施設を退所した者だけの特有の支援プログラムではなく、知的障害者等の一般的な支援方法も含まれています。

(2) 地域移行に向けての支援と地域移行後の定着支援を一連として捉えた支援プログラムの作成

本研究は、計画段階では、福祉関係施設における地域移行に向けての支援プログラムと地域移行後の定着支援プログラムの2種類の開発を想定していましたが、各支援領域（項目毎の支援内容）を施設等と地域生活で分離するよりは、矯正施設から地域支援という一連の流れを捉え、支援提供側も各段階での支援内容を理解することが必要と判断しました。

支援の領域	場 所	保護観察の期間
●法令遵守 ●生活基盤(住まいと所得) ●健康管理 ●日常生活活動(余暇・就職) ●家族環境 ●社会的リハビリ (コミュニケーション・社会生活技術・就労)	施設等 (障害福祉施設・救護施設) (更生保護施設)	入所時期
		中間時期
		地域移行(準備)時期
	地域生活 (グループホーム・ケアホーム・通勤寮・地域生活支援センター)	地域移行時期
		定着時期
		離職・再犯時



主訴

福祉サービスの提供による、地域での自立生活を送ること。

◎留意点

- ① 地域生活移行を前提とした支援内容。
施設入所期間はできるだけ短期間かつ経過的なものであること。
- ② 波及効果として再犯防止が期待できる。

①アセスメント

(様式P64)

方 法

- ① 聞き取り調査
矯正施設（刑務所・少年院等）・保護観察所よりの情報
区市町村福祉担当者
矯正施設内での本人との面接

- ② アセスメント表への記入

◎留意点

- ① アセスメントはチームケアで様々な意見を取り入れる。
施設内に各分野からなるチームを編成する。
etc・生活支援担当者・活動支援担当者（就労担当）
・地域移行担当者（進路担当）・医療担当者
- ② 生育歴・家庭環境・犯罪に至った状況を重点的に調査する。

②アセスメントからチェックシートを作成する

(様式P66)

方 法

視 点
犯 罪 に 至 っ た 要 因
支 援 目 標

① で作成したアセスメント表を基に、何故犯罪に至ったかの要因を検討し、資料②「アセスメントからのチェックシート」用支援目標モデル（P39～41）を参照し、「視点」「犯罪に至った要因」「支援目標」を選び記入する。

領 域

資料①「支援の領域」（P37・38）を参照し、どんな支援の領域があるかを選び記入する。

アセスメントからチェックシートの例

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知 (窃 盗)	●生活資金が足りなかった。 ●安定した生活資金がなかった。 ●仕事に意欲がなく、職場を転々としていた。	●生活資金の確保 ●就労による安定した資金の確保 ●就労による生き甲斐づくり	生活基盤 家族環境整備 社会的リハビリ(就労)
	●手にしたお金はすぐに使ってしまった。 ●手軽な借金をしてしまう。	●計画性のある支出	社会的リハビリ (社会生活技術)
	●困ったときに相談できる人がいない。 (信頼できる人がいない) ●生活の不安定。	●信頼できる人間関係づくり ●安心できる生活の場の確保	社会的リハビリ (コミュニケーション) 生活基盤・日常生活
	●頼る人に利用され犯罪に巻き込まれた。 (累犯の原因)	●悪い仲間との絶縁	生活基盤
	●同僚との関係がうまく行かず職員寮で鬱状態となる。そのことがきっかけとなり離職する。	●矯正施設で服用していた安定剤の調整 ●その他治療が必要と思われる箇所を入所期間中に完治させる。	健康管理

③プランニング（個別支援計画）を作成する（様式P67）

方 法

支 援 目 標	②で作成したチェックシートに基づき記入する。
領 域	②で作成したチェックシートに基づき記入する。
支 援 方 法	資料③「具体的支援方法モデル」（P43）を参照し、「領域」ごとにモデルの中から「支援方法」を選び記入する。
具 体 的 支 援 方 法	資料③「具体的支援方法モデル」（P44～63）を参照し、支援方法ごとにモデルの中から、「期待される効果」を参考にしながら「具体的支援方法」を選び記入する。
頻 度 ・ 時 間 ／ 担 当 者	支援の実施に向けて、頻度・時間と実際に担当する者を記入する。

プランニング表（個別支援経過）の例

支援目標	領 域	支援方法	具体的支援方法	頻度・時間	担当者
1. 信頼できる人間関係づくり 2. 安心できる生活の場の確保 3. 就労による所得保障と生き甲斐づくり 4. 計画的な金銭の使用と管理 5. 治療必要箇所の完治を目指す	法令遵守	遵守事項(*)の設定	①入所時に施設長より確認する 1)施設より無断で出て行かないこと 2)他人の物は盗らない	入所時	施設長 地域移行担当
		本人との話し合い	①ミーティングの実施 ②毎日日記を書く 毎晩に当直者と日記の中身とその日の出来事を話し合う	毎日、就床前	夜勤者
	生活基盤 所得保障	当面 生活保護の受給 入所後障害基礎年金の申請をする	①受刑中に生活保護の申請準備 ②施設入所後障害基礎年金申請 ③地域移行後生活保護解除	受刑中 入所直後	地域移行担当
	住まいの場	施設の中の段階的利用 で安心できる場の確保	第1段階(個室) 生活寮	2か月	桜寮
			第2段階(小集団生活) 職員宿舎	3か月	体験ホーム係
			第3段階(地域生活) 地域生活体験ホーム	6か月	体験ホーム係
	健康管理	● 安定剤の減量により 体調を整える ● 各科の治療	①精神科の定期診断	2週間1回 治療計画(1科1 週間1回)	生活支援担当 医療支援担当
	コミュニケーション	安心できる場の確保	①キーパーソンの配置 何でも相談できる存在 質問の回答先の集中	朝夕の声かけ	ケース担当
	社会生活技術 (金銭管理)	計画的な支出	①小遣いの自己管理による計画的な外出での買い物	●小遣い月5千 円の自己管理 ●月2回の外出	ケース担当
	就労	就労できる体力づくり	第1段階 活動支援部での各種作業体験 挨拶の励行	1か月	活動支援部
			第2段階 請負などの重労働の体験	3か月	
			第3段階 就職活動	7か月	

*「遵守事項」 施設利用時等にあたったの施設長等との約束事であって更生保護法第50・51号での遵守事項とは異なるもの

④ 支援の実施

留意点として次の点が挙げられました。

(1) 入所施設の位置づけ

矯正施設を退所した後の生活の場としての施設等は、拘束性が高いために直接アパートや賃貸住宅等、せめてグループホームやケアホームの準備ができればこの上ありません。

再犯防止・社会防衛のために矯正施設の代替えとして居住場所を固定し、社会から隔離することを目的とするねらいがあるとすれば、この取り組みの対象ではありません。

現実として矯正施設での社会から隔離された生活の中で、心身的に悩み・病んでしまったり人間関係がうまく行かなかったなど、そんな時に、とりあえずの安らぎの場、生き直しの場を確保する場合があります。経済的な部分においても、地域で生活するための本人の所得確保の手段としての公的年金取得の手続きや、就労の機会を確保するまでの期間として入所施設の機能を活用する社会的リハビリの機会が必要であり、役割だと考えられます

さらに、将来、地域の中で生活を視野に入れ、本人を見極めていくための段階的支援の中の一つとして位置づけられるならば、入所施設での支援も有効に作用すると考えられます。又、グループホーム・ケアホームでの小グループの生活において、人間関係は大切であり、どんな仲間ならうまくつきあえるかを確認するために一時的に施設に入所（長期・短期）し、その後グループホーム・ケアホームに移るという方法も考えられます。

入所施設はあくまで通過的、有期限有目的で利用されるものでなくてはなりません。又、個別支援計画も地域移行までの目標を定めて取り組まなくてはなりません。もちろん福祉施設は契約ですので、矯正施設に入所中に福祉施設の内容の説明を行い、利用意思を確認することが必要です。

又、地域移行後もいつでも相談できる、帰れる場所として、緊急的に居場所がなくなったときに無条件で受け入れる場所として位置づけることができると考えられます。

(2) 職員の支援理念の意識の統一・共有化

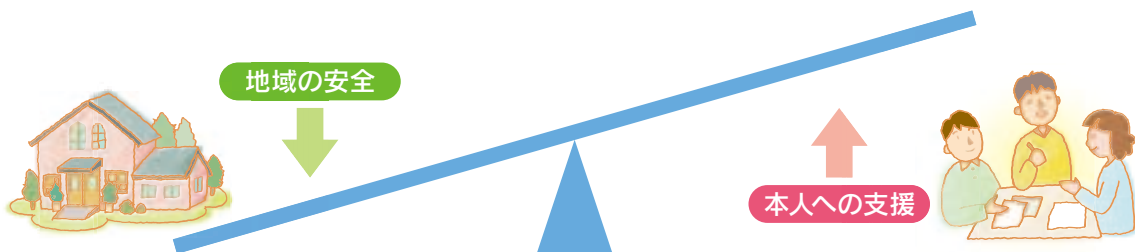
罪を犯した者（犯罪加害者）をなぜ支援していくのかということに対して、関わる職員間でその意義についての統一は不可欠です。それは、犯罪被害者に対する心情にも考慮しながら、「罪を犯した知的障害者ということではなくて、罪は償って矯正施設から退所しているのだから一人の知的障害者として見ること。」を基本に、本人の犯罪行為に対する認知や、問題解決能力の乏しさについて理解し、本人が自己コントロール感を持てるよう本人と支援する者とが協働関係のパートナーであることを認識する必要があります。

実際の受け入れにあたっては、できるだけ綿密なアセスメントを基に、支援目標、支援方法の統一をチームケア会議などで確認しておく必要があります。

当然のことながら、認知がゆがんでいる場合には、禁止だけの目標は理解できませんから、それに替わる積極的に行う目標を一緒に立てていくことが必要と思われれます。

一方で、福祉に携わる職員はどうしても本人のニーズに応えることに視点を傾けがちですが、犯罪という反社会的行動という面では地域の安全ということのバランスを考えなくてはなりませんし、職員が犯罪被害者になってはならない支援体制も大事なことです。

■ リスクへの配慮



(3) キーパーソンの位置づけ

支援プログラムのモデルの本文中にキーパーソンという言葉が出てきますが、支援の中で大きな役割を果たすことになります。

全体的な役割としては、次のことが考えられます

- ① 本人の受容の対象（本人の精神的支え、本人からのヘルプの対象）
- ② 日常的な支援者（施設職員・世話人）との調整
- ③ 支援チームの連絡調整、会議の企画・開催
- ④ 適切な情報の収集と支援チームへの適切な量の供給とコントロール
- ⑤ 個別支援計画の策定

本人にとっては初めて信頼できる、心を打ち明けられる存在となるかもしれません。ただし、支援チームはチームケアであり、決して1人で抱え込まないことも肝心です。

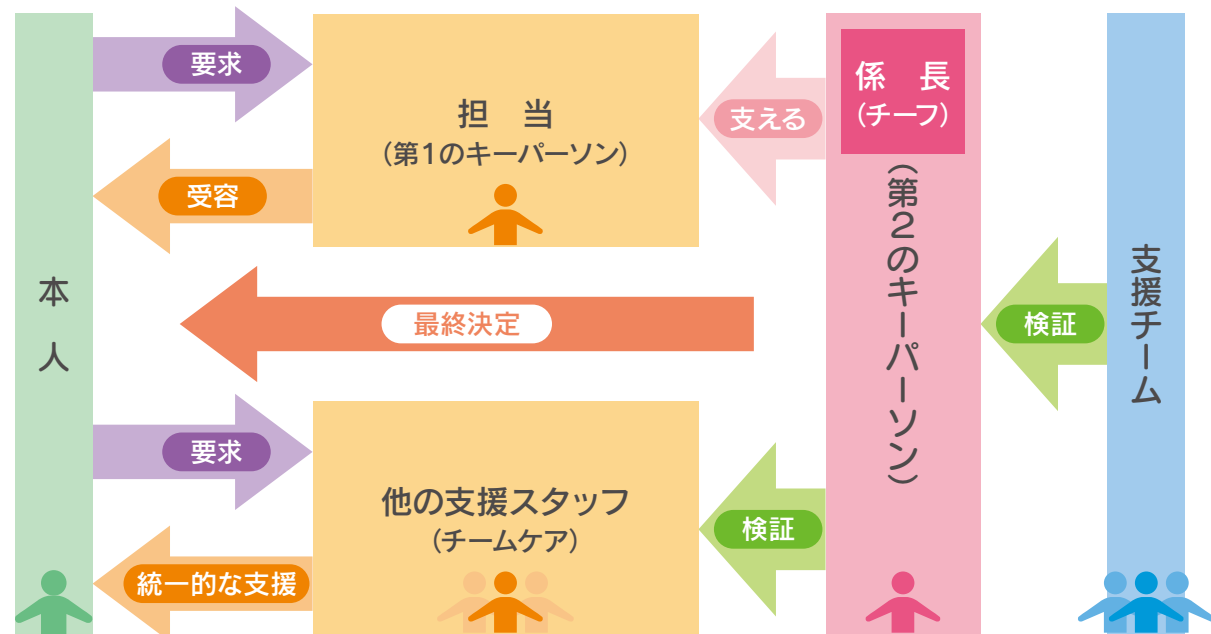
支援の中で大切な役割を担うキーパーソンですが、実際に支援する場所（施設内と地域）によりキーパーソンの役割や形は変化すると考えられます。

施設の場合

○実際の支援について

- ①第1のキーパーソンが中心になって、本人の要求を受容します。
- ②他の支援スタッフは、本人からの要求に対して統一的な支援（チームケア）を行います。
- ③第2のキーパーソンは以下のような役割を担います。
 - 第1のキーパーソンが抱える悩み等について支えます。
 - 他のスタッフへ支援の情報を伝え、チームケアの検証を行います。
 - 本人からの要求に対して最終的な決定を行います。
- ④支援チームが、第2のキーパーソンの役割について定期的に検証し、助言や指示を行うようにします。

■キーパーソンの位置づけ



○支援の注意点

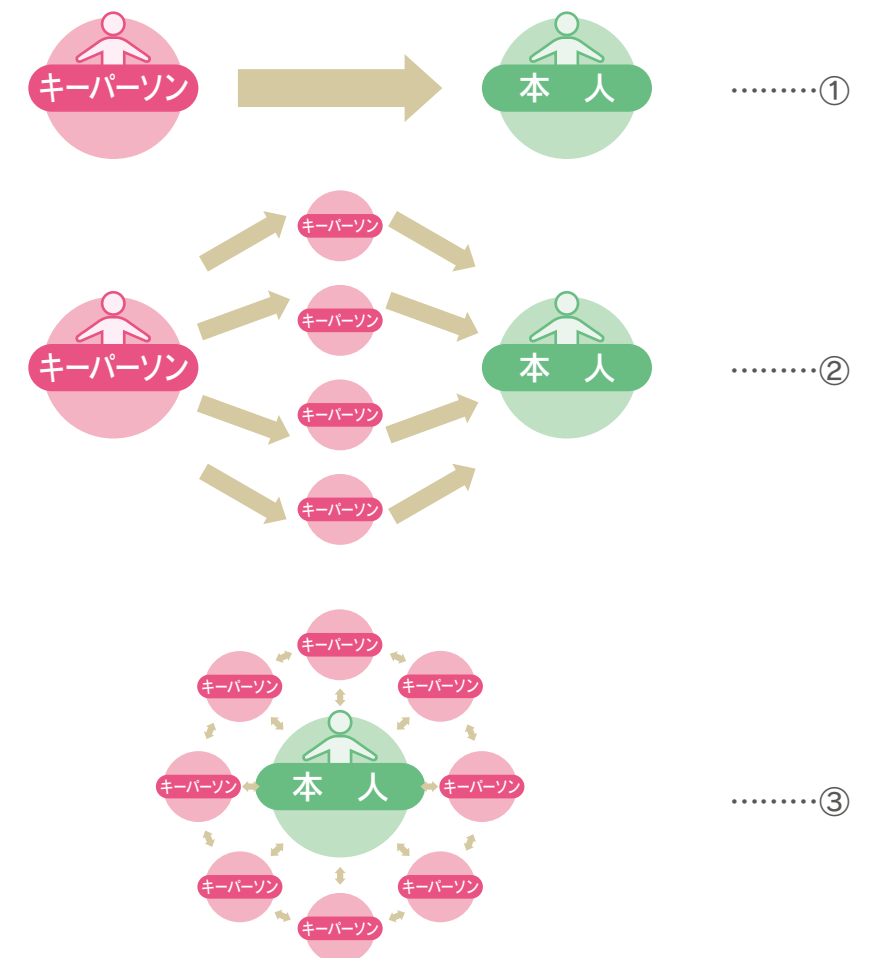
- ①キーパーソンだけが関わればよいという形にならないよう、役割や関わり方の配分に留意します。
- ②第1のキーパーソンが悩み等を抱え込まないように、2週間に1度程度上司によるスーパービジョンを行い、支援の方向性等を確認します。
- ③第2のキーパーソンが恣意的にならないよう、支えることが必要です。

地域の場合

○実際の支援について

- ①最初は1対1でキーパーソンが本人と向かい合い、安心できる人間関係を作ります。
- ②落ち着いてきたら、本人とキーパーソンの間に、支援の内容によって複数のキーパーソンが関わるようにします。情報のコントロールや指示は最初のキーパーソンが行います。
- ③最終的に複数のキーパーソンが連携しつつ、支援内容や役割によって本人と均等に関わります。

■キーパーソンの位置づけ



○支援の留意点

- ①施設から地域に移る際に、キーパーソンがいきなり変わるのではなく、施設のキーパーソンと地域のキーパーソンが両方関わる期間を作り、徐々に変わることが必要です。
- ②最初に関わったキーパーソンが本人の心のよりどころになりつつ、徐々に支援の体制を変化させていくように配慮します。
- ③最終的な形になってもキーパーソンのキーパーソンは必要になります。この場合、本人の支援体制や支援内容について広く知っている人が適当です。実際には相談支援センター等がこの役割を担います。
- ④支援者が増えると同時に、情報の共有が問題となってきます。本人は支援者の情報の偏りについて、自分の要求を通そうとしてくる人が多いので、情報共有のレベルを下げ、より多くの情報を共有できるような配慮を行います。

資料① 支援の領域

(4) 本人の経歴に関する情報の開示について

罪を犯した者（犯罪加害者）を受け入れから就労まで支援していくうえで、どこまで本人の経歴に関する情報開示を行うか、さまざまな問題点があります。

受け入れから施設支援では、支援チームで情報の共有をすることで、支援の統一が図られ、チームアプローチがスムーズに行われます。

一方、施設を退所した後の方がさまざまな問題があります。まず、グループホームなど世話人、スタッフに対しての開示をどこまで行うか、犯罪名によっては、支援者の理解が得られない場合もあります。なぜ支援して行かなければならないか、というポリシーも併せて伝えていかなければなりません。

次に、就労にあたっての問題としては、事業主、ハローワークへの告知があります。事業主に対しては職場実習・トライアル雇用・正式雇用と各段階があります。どの段階で経歴を伝えるかは、事業主によって異なります。事業主に理解があれば、これまでの支援の内容について説明し、本人のために今後どのような支援が必要であるか、具体的に示すことで就労の定着に結びつくことが考えられます。又、本人が周りの目（他の従業員）が気になり居心地が悪くなったり、職場に慣れてくるに従い経歴を言ってしまう例もあります。さらに、周囲に飲み込まれないように過大に経歴を詐称してしまうこともあります。

従業員との関係を保つためには、信頼関係を築きながら時期をみて事業主に伝えることが必要となってくる場合もあります。その場合には、施設等支援者がきちんとバックで支えているということを付け加えることは必要です。

ハローワーク等の公的機関に対する履歴書の提出において、虚偽の記載は違法となります。矯正施設に入所していた経歴については履歴事項にあたりますが、本人の判断により、不記載という例もあります。この場合、後で事業主に知られてしまったときには信頼関係が崩れ解雇の原因になることもあります。残念ながら履歴書に経歴を記載することにより、就職先が大幅に少なくなることも事実として見られています。

このように、本人の経歴に関する情報の開示についてはとても難しい判断をしなくてはなりません。本人の状態、雇用主の理解、ハローワークでの履歴書への記載など、その時の状況によって、ケースバイケースで行うことが良いと思われます。

⑤ モニタリング

方 法

- ① 支援目標に基づき、初期・中期・移行期・移行時に見直しを行う。
- ② モニタリング結果に基づき、再アセスメント、プランニングにつなげる。

【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	具体的例
法令遵守 (本人の認知の改善)	● 再び罪を犯さないという問題解決力を高めていく。 図式化、構造化するなどにより、本人の知的能力に合わせて、理解しやすい方法を用いる。 ● 認知行動療法
専門的医療ケア	● 専門的再犯防止プログラム ● 精神科・心理科による治療教育

【環境的要因】

① 日常生活基盤を整備する。

支援の領域	具体的例
生活基盤 (福祉サービスの利用)	● 住まいの確保 施設の入所 住宅の確保 ● 収入の確保(当面の生活費) 公的年金
健康管理	● 一般的医療的ケア 精神科(内服薬の調整) 発達障害の確認 内科、歯科、皮膚科等の慢性疾患の治療 ● 栄養指導
日常生活活動	● 余暇支援 ● 就労支援 働く意欲と基本的訓練・体験訓練
家族・生育状況	● 家族等との人間関係 幼・青年期の療育状況の確認 家族関係の状況の確認 本人の障害への理解 家族環境の改善(修復) 家族・友人からの分離
家族環境の整備	● 家族自体への支援 生活困窮・福祉サービスの提供 ヘルパーの派遣・成年後見制度の活用

②社会生活支援基盤を整備する。

支援の領域	具体的例
社会的リハビリ・コミュニケーション	●キーパーソンの存在(受容できる存在の確保) ●他人への自分の意思を伝える能力
社会生活技術	●電話等の活用 ●金銭管理 ●外出・買い物訓練



③社会参加を促進する

支援の領域	具体的例
社会的リハビリ・就労	●就労活動 就労意欲の自覚 基礎訓練(体力・挨拶) 職場実習・ジョブコーチ
余暇活動	●余暇活動・趣味



資料

資料② 「アセスメントからのチェックシート」用 支援目標モデル
～犯罪行為に至った要因からの支援目標と領域～

【本人の認知 治療教育的要因】

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知	●自分の行為が犯罪であり、悪いことであるとの認識がない。	●再犯予防の意識を高める。	法令遵守 (認知の改善)
	●悪いことだとわかっているが、他人の注目を得るために犯行に至る。		
	●常習的犯罪行為であり、自分で抑制することは難しい。		
	●抑制するためには、治療教育や医療的ケアを伴う支援が必要である。	●適正な医療的・心理的治療を行う。	医療的ケア
	●他者からの行為の仕返しのため、相手への被害を与える。	●再犯予防の意識を高める。	法令遵守
	●犯行そのものに興味・快感を持っている。(暴行・放火・性犯罪等)	●適正な医療的・心理的治療を行う。 ●犯した罪の重大さを学習させる機会を作る。	医療的ケア 法令遵守
	●女性に興味はあるが、同世代の女性には声がかけられず、自分の指示に従う年下の女子にいたずらをしてしまう。	●性に対する認識の是正	法令遵守 医療的ケア
	●性的欲求を抑えられず、衝動的に異性に暴行する。 ●性的欲求を抑えられず、計画的又は常習的に女性に暴行する。	●精神科医による医療的支援	

【環境的要因】

視 点	犯罪に至った環境的要因	支援の目標	領 域
経済的困難	●生活資金が足りなかった。	●生活資金の確保	所得保障
	●安定した生活資金がなかった。	●就労による安定した生活資金の確保	就労
	●公的年金を取得していない。	●就労が定着できるように就労そのものによる生き甲斐づくり	
	●家族が本人の収入を当てにして本人が必要なお金を使えない。	●就労意欲の喚起・動機づけ	
	●仕事に意欲がなく、職場を転々とした為、収入が不安定である。		
	●手にしたお金はすぐに使ってしまった。	●計画性のある支出	金銭管理
	●手軽な借金をしてしまう。	●生活の中での生き甲斐づくり	買物支援 余暇支援
	●貯めるということができない。		
	●本人の所持金以上に購入したい物があつた。		
	●本人の遊興費(食事・ゲーム等)の資金がほしいため。		
	●たばこ等の嗜好品の購入のため。(薬物購入も含む)		
精神的不安定	●安心して生活する居場所や集える場所がない。	●安心できる生活の場の確保	住まいの確保
	●困ったときに、安心して帰る場所がない。(駆け込める場所が必要である)		
	●困ったときに相談できる人がいないため不安定になる。(信頼できる人がいない)	●信頼できる人間関係づくり	コミュニケーション
	●自尊感情が低い、不安定。		
	●困ったときに他人に相談することなく、自分ですぐに決めてしまう。		
	●幼児期の人間形成の中で他人を信用することを身につけてこなかった。		
	●犯罪行為に至る前兆を支援者が見逃した。		

視 点	犯罪に至った環境的要因	支援の目標	領 域
精神的不安定	●両親・家族や友人との関係が本人を不安定にしていた。	●信頼できる人間関係づくり	コミュニケーション
	●自己形成ができていないため、自分の行為が他者にどのような影響を及ぼすのかわからない。		
	●同僚との関係がうまく行かず職員寮で鬱状態となる。そのことがきっかけとなり離職する。	●矯正施設で服用していた安定剤の調整	健康管理
		●その他治療が必要と思われる症状・病気を入所期間中に軽快または完治させる	
家族関係	●本人の幼児期に、適正な教育が受けられていない。	●家族による信頼できる人間関係づくり	家族関係の修復
	●家族の本人を療育する能力が乏しかった。	●家族の療育能力の向上	
	●家族の本人への療育能力が乏しかった。		
	●家族が本人への療育を放棄している。		
	●本人の障害特性を家族が理解していない。		
	●家族が本人を支える経済的基盤が整っていない。	●家族の療育能力の向上 ●家族の経済基盤の確立	家族支援
友人関係	●家族の支援が他の家族(高齢者介護や他の家族の世話)に優先され、本人に向けられない。		
	●頼る友人に利用され、犯罪に巻き込まれた。(累犯の原因)	●悪い仲間との絶縁	コミュニケーション
	●犯罪集団の関与が見られる。		



【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	支 援 方 法
1. 法令遵守 (P44～P48)	1. 遵守事項(*)の設定 2. 本人との話し合い 3. 保護司・保護観察所との連携 4. 女性の性犯罪への対応 5. 男性の性犯罪への対応 6. 支援チームによる支援（地域移行後） 7. 再犯時支援（地域移行後）

＊「遵守事項」 施設利用時等にあたっての施設長等との約束事であって更生保護法第50・51号での遵守事項とは異なるもの。

【本人の認知 治療教育的要因】

支援の領域	支 援 方 法
2. 生活基盤 (P48～P50)	
①住まいの場の確保	1. 障害福祉施設利用 2. グループホーム・ケアホーム利用 3. 単独生活
②所得保障	1. 公的年金の取得
3. 健康管理 (P50)	1. 各医療機関との連携
4. 家庭環境の整備 (P52)	1. 家庭環境の修復 2. 家庭支援の依頼
5. 社会的リハビリ (P52～P63)	
①コミュニケーション	1. 安心できる場所の確保 2. 地域生活定着（地域移行後）
②社会生活技術	1. 金銭管理 2. 余暇の支援
③就労	1. 就労意欲の向上 2. 就職活動支援 3. 就労定着支援（地域移行後） 4. 離職した場合の支援（地域移行後）

【本人の認知 治療教育的要因】

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
1. 法令遵守	1. 遵守事項の設定 (約束事の設定)	①遵守事項の設定、本人との確認 ＊施設管理者より説諭・伝える。 ＊障害特性を理解して、本人が覚えられる具体的 ＊守れなかった場合の処遇も明確にする。 ＊2つ程度の内容にする。 ＊本人の能力によっては図式化・視覚化して示す 例 ▶施設より無断で出て行かないこと。 ▶矯正施設に入った犯罪行為をしないこと。 ▶女性が嫌がること（性的いたずら）はしない ▶アルコールは禁止（施設の方針に基づ ▶喫煙は所定の場所で行うこと。（施設の方 喫煙に強い固執を示す場合がある。 喫煙本数や時間と場所など確認し、段階的 ▶自転車は施設の物があるので必要なときは ▶施設のスケジュールを守ること。 ▶職員の指示は守ること。 ▶他人の物は盗らない。 ▶車の運転はしない。 ＊本人が「はい、わかりました」という言葉を発 るとは限らない。その場をつくらうために使っ ＊遵守事項や施設の規則が守られているか随時 ＊面接を適宜実施し、生活状況や心情の変化を ②矯正施設入所中からの継続的なアプローチ ＊施設面接の実施 ＊手紙のやりとり	な内容を選ぶ。 ことが重要である。 こと。 く）。 針に基づく） に安全な自己管理に結びつけていく。 断ったうえでそれを使うこと。 することがあるが、必ずしも理解してい ている場合もある。 確認する。 把握する。	●社会における社会人として、集団生活でのルールへの意識を持ち、守るこ とを通して生活リズム、生活習慣等を確立する。 ●新たな生活に対しての意識の切り替えをさせる。 ●過去の過ちに関連する行為は決してしないことを確認、自覚することにつ ながる。 ●成長期における人格形成の中で、家族・友人との人間関係において信頼す ることがうまくできない者も多い。禁止するだけでなく、約束を守ること で賞賛し、認めることで自分の存在に自信がつくことがある。 ●帰住前に信頼関係を構築することで入所後の処遇が円滑化する。
	2. 本人との話し合い	①矯正施設入所中（面接）から話し合いの場を設定 a 犯罪について本人の考えを聞く 犯罪に至った要因について再度確認する b 相談できる関係を構築する（問題行動《再 c 手紙での相談および対応 d 移行期 i 受け入れ時に行った「振り返り」「被害者へ ii 再犯した場合のシミュレーションを行い、 け離れていること」の自覚を持たせる。 ②毎日の事柄を日記に記入する ③毎日、夜に夜間勤務者（夜勤者等）がミーティン （短時間でも）話し合う（原則として受容する） ④支援にあたる者は情報を共有できるようにする	する。（将来にむけてのニーズの確認） 犯》を起こす前に） の自分の思い」を確認する。 「どうなるか」「それが自分の目標とか グを行い、日記に書かれたことを中心に	●職員（支援者）との信頼関係の構築につながる。 ●人のつながりの大切さや、楽しんだり、頼りにされたりといった充実感や 安心感を持てるようになる。 ●相手の立場や気持ちに触れることで思いやる気持ちが生まれる。 ●文字や写真など、わかりやすく簡単なツールを補足的に使用することによ り理解を深められる。 ●相談する力がつく。（地域生活で困ったときなど誰かに相談すること） ●自立生活への不安や心配事に対して受容し助言指導することにより不安 を軽減させ、前向きな気持ちを保たせられる。 ●罪の重大さを気づかせる機会になる。 ●再犯が懸念される本人の不安や危険な行動を早期に把握できる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
1. 法令遵守	3. 保護司・保護観察所との連携	①仮釈放期間中の実施 ▶ 保護司又は保護観察官による面接の実施。 ▶ 自ら保護司に連絡、相談をすることを基本と関わることで、詳細情報の伝達、本人の状況 - a 保護観察期間中は、保護司や保護観察官との - b 保護観察における遵守事項について拡大コ - c 懸案事項のある際には保護司との面接時に ＊更生緊急保護期間は、保護観察が付いていない 生保護施設に入所中の場合は施設職員が補導援 ＊視覚的に刺激し、反復することで自覚を促す。	● 保護司等の立場からの本人の状態の確認。 ● 本人の状況の変化を早期に把握できる。 ＊ 保護観察期間が終了した時に、第3者的に話を聞いてくれる者が居なくなる。他の存在の者と、うまく橋渡しができることが必要である。
	4. 女性の性犯罪への対応	①自分の身体を守るということを知ってもらうため、 ②ビデオなどを活用して女性保護に関して知る機 ③精神科医師及び臨床心理士による定期的カウン カウンセリング情報の支援者への共有化 ④対応する職員が性的行動に関する部分については である	女性支援者と定期的な勉強会を開催する 会を作る セリング 毅然とした姿勢が取れるよう研修が必要 ● 自分の身(身体)を守ることの大切さを理解する。 ● 本人を否定するのではなく、肯定することで、安心感を持ってもらい、本人の交友関係の幅を広げることができる。 ● ヘルプが言える人間関係を構築する。
	5. 男性の性犯罪への対応	①入所時の遵守事項として禁止する約束事として ②24時間体制での本人の見守り - a 生活上の行動範囲の制限 - b 日中活動の場への送迎 - c 解りやすいスケジュールの確立と明示 - d 環境の変化に対応した配慮 ③インターネットからの情報閲覧制限 ④精神科医師及び臨床心理士による定期的カウン カウンセリング情報の支援者への共有化 ⑤入所時は同性支援が必要となる場合がある (女性職員に対する被害を防ぐため) (宿直については原則として同性が行う) ⑥対応する職員が性的行動に関する分については毅然 ある	明確にする(遵守事項の設定) セリング 然とした姿勢が取れるよう研修が必要で ● 本人の状態像の把握ができる。 ● 情報の制限をすることにより、刺激を抑えられる。 ● 専門的治療教育の実践につながる。 ● 本人の状態像について、あらゆる角度から検証することで把握が容易にできる。 ● 社会のルールへの対応。
	6. 支援チームによる支援 (地域移行後)	①初期定着期 - a 情報の共有化を図る(相談支援事業所、就 - b キーパーソンとなる支援者の確保をする(家 - c キーパーソンは必要に応じて男女1人ずつ配 ②中期定着期 - a 情報の共有化を図る(相談支援事業所、就業、 者職業センター、ジョブコーチ、弁護士、事業	業、生活支援センター、家族、保護司) 族も含めたトータルマネジメント) 置ることがある 生活支援センター、ハローワーク、障害 主、家族) ＊詳細は「別冊④地域生活支援センター編Ⅰ.受け入れマニュアル」を参照 ● 単一事業所が抱える仕組みからチームアプローチへインフォーマルな資源開発も含め情報を共有する。 ● 事業主もチームに入ることで支援の輪が広げられる。 ● 借金対策、被害者への弁償等で弁護士の参加が必要となることがある。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
1. 法令遵守	7. 再犯時支援(地域移行後)	①再犯により逮捕された場合は、速やかに所轄の のような状況にあるのか把握する ②勾留されている場合は、本人と面会する ③服薬の必要性など医療情報を伝える ④当番弁護士の派遣を依頼する ⑤支援会議を開催し本人の情報を収集、なぜ再犯 討する ⑥本人の中で、地域生活上の情報や感情が混乱して 設の利用も考える ⑦矯正施設入所中は、本人と連絡(手紙)をとり、 ⑧矯正施設入所後も継続的に面会する ⑨関係機関への連絡と連携	警察に出向いて、担当刑事と面談し、ど に至ったのか、釈放後の支援について検 いる場合は、釈放後に一時的な入所施 退所後の生活に向けて意識づけを行う ●再犯に至った状況・原因を明確にできる。 ●面会の際にスタッフ全員が心配していることを伝えることで、再犯防止につな がることもある。 ●関係機関との連携によりスムーズな支援ができる。 ●矯正施設の入所中から関わることで退所後の本人の安心につながる。

【環境的要因】

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
2. 生活基盤 ① 住まいの 場の確保	1. 障害福祉施設利用 (ショートステイも含む)	①入所期 a 生活寮での生活支援(個室が理想である) i 必要物品の確保。(所持金が少なく自分では ii 寝具、家具など必要最低限の物品の確保。 iii キーパーソンを決める。(本人の相談窓口) *キーパーソンの位置づけ参照。 iv 生活寮内の役割に積極的に関わらせる。 v 食料品は豊富に準備し、不足感を与えな vi 所持金・年金・工賃の中から計画的な支出計 vii 決められた小遣いで施設内の自由な買い viii 余暇時間での買い物訓練。 ix 街から離す。(刺激が少ない場所) ②中間期 a 施設内自立訓練棟(職員宿舎等)での生活支 i 集団生活から小集団への生活。 ii 人間関係を構築する。 自分の役割を見つけ協力し合うことを体験 他者の意見を聞き入れる場を作る。(本人の iii キーパーソンを決める。 ③移行期 a 地域での生活体験 できるだけ早い時期に、本人の希望により、施 ト・民家での訓練)を経て、グループホームやア i グループホームか単独生活を検討する。 ii 短期入所事業⇒グループホーム・ケアホーム・	準備できない) い。 画を相談して決める。 物。(食品) 援 させる。 相談窓口) 設外の居宅生活訓練棟(地域のアパー パート生活等地域生活移行を支援。 単独生活という方法も選択肢になる。 ●共に生活することで本人の理解を深められる。 (本人特有の障害を理解する) ●物欲を満たすことにより、情緒の安定が図られる。 ●社会適応能力を養える。 ●物心両面において情緒の安定が図られる。 ●個室が効果的。(自分が安心出来る場所の確保) 居室の鍵を持つことで安心できる。 ●集団の中で役割を見出すことで周囲から「ありがとう」と賞賛されること で初めて自分の存在を認められるということを体験できる。 ●罪の意識を持ち反省の姿勢を示す過程で、同時に次の生活への意欲モチ ベーションを高めていくきっかけを作っていける。 ●集団生活から小集団生活による自立を図る。 ●地域での生活への慣れ。 ●精神的に安定する。 ●他者との関係性を広められる。 ●他者の意見を聞く。 ●他者の決めた(作った)スケジュールから、自ら決める(作る)スケジュール へ変える。 ●生活における、安定感を得られる。 ●地域生活への意欲、再出発の意識化。 *「別冊①障害福祉施設編Ⅰ.受け入れマニュアル」参照

50 更生保護施設 編

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
4. 家庭環境の整備	1. 家庭関係の修復	①音信不通となっている家族関係の調整を、福祉 a 両親・兄弟との関係調整 i 家族の感情、意思確認。 ii 面会や外出の依頼。 iii 入所時の衣類や小遣いの提供依頼。 iv 福祉制度上の身元引受人の依頼。 b 家族への本人の障害や犯罪行為に対する理 i 家族に対する障害特性の説明。 ii 犯罪に至った要因の説明。 iii 家族関係を良くしたい（一緒に生活したい） ②家族自体の生活が経済的に自立しておらず、本人 a 世帯分離による本人の自立支援と、家族支援 b 福祉事務所からの家族支援	事務所を通して依頼する 解の支援 という願望を持っていることの説明。 の収入に依存している場合の支援を切り離す ● 家族・学校・職場が本人の障害特性を理解せず、過剰な期待と無関心ゆえ、家族から距離を置いた生活を送ってきた事実を家族に伝えることで家族の本人理解へつながる。 ● 家族と一緒に暮らして自分が養いたいという本人の希望もあるが、どう接して良いのかわからなかったり、家族も本人にどう接して良いのかわからないことが多い。的確な助言を行うことで家族への本人理解や犯罪行為に対する理解が深まる。 ● 家族自体の自立ができないため、家族も支援の対象とすることで一体的な効果が期待できる。
	2. 家庭支援の依頼	①家族との同居に向けての支援 a 家族との関係修復が可能な場合の同居に向 b 障害特性と支援計画の説明と理解 c 支援チームへの参加依頼 ②家族自体の生活で養育が困難な場合の支援 a 家族への経済的自立支援（生活保護等の所 b 相談支援として民生委員の派遣 c 家族自体が障害者世帯であることでの支援 金銭管理への支援 相談支援 d 家族自体の高齢化により介護保険事業による	けての準備 得保障) 支援 ● 本人は同居を希望していることが多いことから、本人の心の安定が図られる。 ● 親族などの関与が想像される連絡、相談の場合、本人の状況が正確に伝わってこない場合があることから相談方法を見直し「母親の訴えによる相談」から「自身で電話する、出向く等の方法による相談」とすることで状況を的確につかむことができる。
5. 社会的リハビリ ①コミュニケーション	1. 安心できる生活の場の確保	入所時から退所まで及び地域移行時から地域生活支援を行う ①入所時（集団生活での安定） a 生活状況の観察(詳細なアセスメント) i ADLの状況、健康面の観察。 ii 健康面、対人関係、社会性等の観察。 iii 作業の見学（施設内）。 iv 受け入れ施設の職員による情報の共有。 v 生活状況等の援護の実施者への報告（利 b キーパーソンの配置 i 担当制により、なんでも話せる、相談や質問・悩みなどの回答はすべて担当者に集 本人の味方であることの意識付けを行い信 ii 方向性について意見を言える係長クラスの iii 本人の意思確認 「どこで」「誰と」「どのように暮らしたいの 中長期における、目指すべき生活設計（地	への定着支援まで段階的に生活・就労 用開始翌日、1週間単位）。 問ができる職員を位置づける。 中させる。 頼関係を作っていく。 職員を位置づける。 か」 域移行）の確認。 ● 生き直しのきっかけづくりになる。 ● 規則正しい生活の構築により基本的な生活習慣が身につく。 ● 受け入れ機関への信頼づくり。 ● 安心できる又は信頼できる職員を作ることで本人の安心感が生まれる。 ● 本人を否定するのではなく、肯定することで、安心感をもってもらい、本人の交友関係の幅を広げ、新たな選択肢を増やすことになる。 ● 恵まれない家庭環境の中で自信もない、どうしたら良いかわからない、甘え方もわからない、どう決めて良いかわからない中で、愛情を持てる関係づくりを訓練することで自信をつけさせる。 ● 自分勝手に決めてしまい、相談することを身につけていないため相談する力がつく。 ● 相手の言うことを理解する。(状況認知) ● むずかしい場面での対応ができるようになる。(妥協、断る、謝る)

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
5. 社会的リハビリ ① コミュニケーション	1. 安心できる生活の場の確保	c 対人関係能力への支援 i 毎日日記を書くことで、日々の生活を振り返る。 ii 毎晩、夜間勤務者とのミーティングを行い自分の意見を述べる機会を作る。 暇活動 ②中間期（集団生活から個室等での生活訓練、余 a 就労に必要な体力・挨拶の訓練 b キーパーソンの設定 c 個別支援計画の作成 d 障害福祉サービス事業（就労移行支援・生活訓練） i 交友・友人関係の調整。 ii エンパワメント支援（本人活動等への参加）。 iii コミュニケーションスキルの開発。 iv 達成感の享受（能力による適正評価）。 v 障害者特性に配慮した支援を基底に。（発達障害・自閉症等の方への専門的支援） vi 社会資源。 ③地域移行期 a 地域での生活を前提とした、社会体験の実施 i 地域の外出、住民との接する機会を増やす。 ii 単独での外出・買い物を持つ。 約束事を決めて目的ある外出を行う。 b 地域で生活する場合の社会資源を確認する i 障害者相談専門員、財産管理サポート事業、医療機関、行政手続き	●自分の気持ちを伝えられる。（あいさつ、協調、自己主張） ●生活するうえで、課題が発生する度にどのように行動できたかを本人と共に振り返られる。 ●地域移行に必要な社会資源も本人と共通のイメージを持つことで、本人の願いがどこにあるのか、優先順位は何かを確認できる。 ●支援者が本人の地域での生活自立に関する将来像に対して具体的イメージを持つことができる。
	2. 地域生活定着（地域移行後）	①チームケアによる支援 a チームケアのもと支援する b 支援チームの編成 相談支援専門員、区市町村障害福祉担当課、ム・ケアホーム、居宅介護事業所、就業・生活（在所）で支援チーム。 c 本人の情緒面・精神面でのキーパーソンを想定する b 定期的に本人を含んだミーティングを開く 本人の生活状況、支援内容について振り返り、必要に応じて支援内容を修正する市町村・保健所等） e 必要最小限の範囲で情報の共有化を図る（区他機関へは本人の特徴、配慮すべき点のみを伝え、犯罪履歴情報は最小限とする ②障害者相談支援専門員による定期的な支援 a 手紙やメールでの定期的な連絡 b キーパーソンとしての位置づけ c 地域の社会資源の活用 d 本人と「立ち寄り先リスト」を作成する *相談支援専門員は1人で抱え込まないこと ③送り出した施設でのレスパイト機能を位置づける a いつでも帰れる場所としての設定をする ④夜間の対応 a 夜の外出が多く、緊急時の対応方法を事前に決めておく b 障害者相談支援事業所と障害者就業・生活支援センター、グループホーム・ケアホームなる c 翌日の仕事への影響が出やすいため、夜間外れる習慣をつける 出時等の行き先場所等の連絡を必ず入	●職・支援チーム全体が本人の将来像・情緒面や表現の仕方の変化に対して具体的イメージを持つことができる。 ●移行に必要な社会資源も共通のイメージを持つことができ、本人の願いがどこにあるのか、優先順位は何かを支援チームが確認できる。 ●定期的な手紙での交信に対して、叱咤激励の返信をすることで心情の安定が図れる。 ●福祉に精通した相談支援専門員と連携することで、社会資源の多角的な活用が期待できる。 ●支援者間の連携が進むことによって、状況に応じて誰もがキーパーソンになれるようになる。 ●最終的に逃げ込める場所を持つことで、生活の中に安心感を持たせられる。 ●新たな犯罪に巻き込まれることを防げる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果
② 社会生活 技術	1. 金銭管理	①計画性のある支出を考える a 本人の金銭管理能力のアセスメント b 小遣いの自己管理 i 月の小遣いを決めて支援する。 ii 本人に収入見合いの支出指導。 出納帳による収支合わせの訓練。 iii 貯蓄の設定。 c 買い物訓練により金銭感覚を習得する * 必要に応じて、食事のサポートも考える。→食も多い。 ②地域移行後の財産管理と生活費の支払い a 社会福祉協議会の金銭管理サポートの活用 日常生活自立支援事業を活用する b 成年後見制度の区市町村の申し立てを検討	●金銭管理能力が身につき、金銭の大切さが理解できる。 ●家賃・光熱費等の自動支払いにより、居住の確保が容易にできる。 ●管理してもらうことによる安心感が生まれる。
	2. 余暇の支援	・休日や連休において、目的のない自由時間は孤 暇の使い方について、自分で組み立てられない者 で支援者側で選択肢を設けながら、ある程度の 例：休日の日課表と活動内容を一緒に表を使っ ①創作活動 a 生活の中で必要なことを表現するだけでなく、 を見つける ②趣味や楽しみ支援 a 旅行などの計画・立案の助言 b 福祉サービスによる保養所などの活用 c サークル活動への参加（施設内・外） ③社会生活を送る上でのルールを守る a 地域社会との関係 b 近隣住民との関係 ④地域移行後は、相談支援事業所がトータルコー を支える	●地域での生活にゆとりを持つため、余暇活動を施設での生活段階から見 出すことで心の安定につながる。 ●自分を表現できることで、ストレスを発散し、精神的に安定する。 ●余暇を充実させることで生き甲斐や楽しみを見出すことにつながる。 ●バスの乗り方等公共交通機関の利用の経験がないため、わからない場合 があるが訓練することで利用の仕方が理解できる。 ●自分の健康状態の把握につながる。 ●地域力の向上とインフォーマルな資源の開発につながる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ③ 就労	段階的就労移行支援 1. 就労意欲の向上	①第1段階（入所初期） a 就労体験 i できるだけ8時間の労働時間を作業場所に ii 始業時の朝礼、終業時の反省会の実施。 iii 1か月間程度で作業種目を替え、適性を見て iv 仕事としての位置づけのもと作業活動に取 v 反省会時に日誌の記入。 ②中間期 a 施設内作業に集中する i 約束事を守る。 例▶挨拶をする。 ▶作業内容等について、職員の指示に従 ▶自分で判断して作業を行わない。 ▶道具類を勝手に持ち出さない。 ▶機械、スイッチ類は勝手に触らない。 ▶他の利用者と協力する。 ▶持ち場を勝手に離れない。 ▶終了時は挨拶をする。 b 施設外作業（施設内作業に追加）に集中する i 約束事を守る 例▶社会のルールを守る。 ▶体調不良等は、我慢せず訴える。 ▶礼儀正しく、まじめに働く。 ▶良好な人間関係を作る。 ii 事業所との連携・協力 ▶トラブル時の迅速な対応と解決に向けて ▶通院、服薬管理等の医療的配慮。 ▶定期的巡回指導。 iii 通勤等交通機関の利用	て過ごす。 いく。 り組む。 う。 の協議。	●作業を通して協調性、集中力、持続力や適正などを判断することができる。 ●本人の就労に対する意欲を見ることができる。 ●自分に適した仕事を確認し、継続して行うことで自信と責任を持つことができる。 ●就労した時の基本的な態度が身につく。 ●就労を目標に、地域生活をイメージできる。 ●事業所と連携・協力を図ることで社会適応能力を高められる。 ●巡回支援により、精神的安定を図れる。
	2. 就職活動支援	①作業適性の把握 ▶就労に向けた支援として作業適性の把握に努 ▶本人にあった仕事内容を把握することにより、 a 障害者就業・生活支援センター登録 日記記入時に個別課題を設ける。 パソコンへの入力・文字の練習。 職場見学・職場体験実習を通して具体的な仕 b 障害者職業センターの職業評価 i 本人の作業能力、適性について、職業セン する。 ②就職活動を本人と行う a ハローワーク登録支援 i 面接の練習。 ii 履歴書記入の練習。 iii 就職先を自分の希望で探すこと。 ③職場見学の実施 ＊ 沢山の業種を見て希望職種をしばらく実習した 効果的である。 事前に面接を受ける。	める。 就職先のアドバイスをを行う。 事のイメージを作る。 ターの職業評価等を参考にして、説明 ほうが就労後、本人が顧み決断する時に	●福祉サービス利用時に具体的な仕事のイメージを作ることで、本人の望む職種・働き方（時間）等・本人の望む給与・休暇等を明確にし、就職活動につなげることができる。 ●適正を見極めることにより本人に適した仕事が見つけれれる。 ●就労先を自分で探すことにより、大切にし、責任感と達成感を感じさせる。 ●本人が就職するときの手続き等について理解ができる。 ●職場を実体験することで働くことへの意識づけになる。 ●適性を評価し説明することにより、自己認識をし、今後の生活を考えることができる。 ●今後の生活について、具体的なイメージができる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ③ 就労	2. 就職活動支援	④職場実習 1日～3日の体験実習から2週間～1か月の実習のアセスメントを取ることができる。会社・業種でのキーパーソンづくりのためにも有効的であ a 約束事 例 ▶挨拶、返事をはっきり聞こえるように行う ▶現場担当者からの指示に従う。 ▶わからないことは自分で判断せずに、現場 ▶ミスをした場合はそのままにせず、現場担当 ▶指示なく機械操作をしない。 ▶身支度は清潔感のある物にすること。頭髮 b 職場実習（実習計画書による確認、約束） c 実習終了後に実習についての反省会を行う。 * 雇用前提の実習の時は雇用前支援を活用することができ、職場定着支援につなげやすくな * トライアル雇用の場合の賃金目標 ●週5日、月8万円を目標とする。 ●障害基礎年金6.6万円と合わせて自立を目 ●都道府県により最低賃金が違うが、650円 れると、約8万円の収入が見込める。トライ いつて高い設定をしてしまうと、常用雇用に 人のモチベーションの低下に影響する。 [犯罪歴の事業主・ハローワークへの告知につい ハローワーク等の公的機関に対する履歴書の る。（事実と異なることを記載することはできな 矯正施設に入所していた経歴については履歴事 載という方法もあり得る。 事業主に対して職場実習・トライアル雇用・正式 を伝えるかは事業主によって異なることから、支 本人が職場に慣れるにつれ、事業主や同僚に自信 信頼関係が保てないと解雇の理由にされる場合 主からも適切な支援を得られることもある。むろ 象は最初から大幅に縮小されることが考えられ	の段階的な実習を入れることで、事業所によって約束が違ってくることや、会社 る。 こと。 担当者に質問する。 当者に報告する。 はまとめること。 と、スタートからジョブコーチも支援に入る。 指す。 の1日6時間勤務を目標にスタートがき アル雇用中に会社に助成金が入るからと 移った後に収入が下がる場合があり、本 て] 提出において、虚偽の記載は違法とな い) 項にあたるが、本人の判断により、不記 雇用という、どの段階で事業主に経歴 援者として判断に迷うところである。 ら話してしまうこともあり、後で知ってもある。一方、事前に伝えることで事業 ん、経歴を知らせることで、就労先の対 る。	●職業評価を受けることにより、仕事の適性の把握が確認できる。 ●課題を設けることで、目標を明確にすると共に、自信がつけられる。 ●会社でのルール・マナーの習得につながる。 ●実習終了後に反省会を行い、反省点をどのように改善するかを話し合うことで次への実習に生かせる。 ●事業者からの評価を得ることにより、本人の意欲の向上と共に、問題点・課題を明確にできる。 ●将来の生活設計（金銭面）のイメージをつけられる。 ●犯罪被害者に対して刑期を終えても、社会的更生を行うことで、人生をかけて償い続けることを示すことができる。
	3. 就労定着支援（地域移行後）	①初期定着期 今後の暮らしに対する本人の希望 a 定期的な電話、訪問等の形で事業所との連絡 ジョブコーチによる集中支援。 →事業所での集中支援と仕事後のフォロー b 留意事項 i 就労による本人の欲求対応の他にも、社会 機会が必要である。 ii 本人対一機関の関係でなく、関係機関同士 ある。	を行う アップ。 的常識、他者との協調性について学ぶ の情報共有、対応方法の検討が必要で	●就労状況を定期的に確認することで、本人に対して緊張感を持たせる。 ●就労中における諸問題への対応が可能になる。 ●就職がゴールではなく就職がスタートであるという設定をし、夢や希望を話し合うことで仕事の必要性を見出し、更なるステップが望める。 ●ジョブコーチによる事業所での課題分析等を通して、本人の仕事を解りやすく伝え、事業所内のキーパーソンを構築し、フェイディングを意識した支援により、より自然な関係性を事業所内で構築することができる。

領 域	支援方法	具体的支援方法	期待される効果	
5. 社会的リハビリ ③ 就労	3. 就労定着支援(地域移行後)	iii 作業時における約束事を決め、守る。 (持ち場を勝手に離れない、終了時は後片付け約束事を守る。 例▶ストレスが溜まったら家族(親)を中心▶イライラして仕方ないときは仕事を休み iv 作業状況の観察。 (作業場所への付き添いから単独へ、作業所外作業へ) ②中期定着期 a 障害者職業・生活支援センターによる定着支援 b ジョブコーチによる定着支援 c 就労支援員、ジョブコーチによる企業支援 d 各分野でのキーパーソン配置 e 施設内作業、外勤(就労実習)等作業活動の f 就労先(事業所)の関係 小遣いのアップなど働いたことによつてのメリット	けをする) とした誰かに相談すること。 み、相談すること。 時間は半日から一日へ、所内作業から 援 実施(社会適応訓練) リットを本人に解りやすく伝える。	●生活の安定のため、適切なアドバイスを行うことにより、離職しないような解決方法を支援できる。 ●困ったこと、悩んでいること等を話すようにする。 ●様々な機関の連携で定着がより効果的なものになる。 ●事業所を巻き込んだ形で支援を展開することにより、人事異動による職場環境の変化・上司・キーパーソンの離職等の変化にも柔軟に対応でき、本人の不安要素を取り除くことができる。 ●移行期をチーム支援を行いながら移行することで、働くと暮らすを一体的に支援を展開でき、企業にとっての不安要素を取り除くことができる。 ●仕事に慣れ始めると、従業員の対応等周りの環境にも変化が見られる。会社から望まれることもでてくるので、小遣いアップや旅行、本人活動など、生活の幅を広げる支援を行うことにより、仕事に対する意欲につながる。 ●各専門機関との連携により、的確な支援の実施につながる。 ●企業支援を行うことにより、問題、課題への早期解決が図れる。
	4. 離職した場合の支援(地域移行後)	①離職の予兆の確認 a 訪問(職場訪問・家庭訪問) i 本人は身体的理由の他、仕事のあれこれが ii 欠勤状況の確認する。 iii 支援者との「辞めたい」という以外のコミュニケーションの理由がわからないまま離職する場合がある ②再就職に向けての支援 a 本人の状況確認 i 自分からほとんど話さず、欲求がある場合 い。 b 再就職に向けての支援 i 就職の前段階の支援から試みることを提案 ii 時間をかけ、仕事を辞めた理由、仕事に関する iii「働きたい」という本当の理由の確認をする iv他の支援機関担当者等とコミュニケーション v「家族と一緒に暮らす」ことを続けるため る。 vi通常の職場訪問で仕事の様子確認はでき うえて支援をしていくには犯罪歴を事業主	嫌と言い出す。 ニケーションが困難な状況に陥り、本当 る。 の伝達方法が屈折した表現になりやす する。 する考え方を確認する。 る。 ン等の訓練をする。 はどうしたらよいか確認する必要がある ていたが、本人の内面の変化を把握した に伝えることがよい場合も考えられる。	●再チャレンジの仕組みづくりと本人の希望に沿った実際のアプローチによる就労意欲への助長につながる。 ●チーム支援を行うことで、離職した時から再就労のアプローチまでスムーズな移行ができる。 ●離職の権利を守る。離職してもチャレンジできるような仕組みを作ること で、ネガティブにではなくポジティブに捉えられるような支援ができる。

①アセスメント表（入所調査時用）

(ふりがな) 氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)		
本籍			
矯正施設前居住地	居住地(生活実態のあった所)	〇〇県〇〇市〇〇〇	
	住所地(住民票のあった所)		
矯正施設名	〇〇刑務所(〇〇県〇〇市)		
本件犯罪 (非行)内容			
本件に至った 経緯・要因			
帰住予定地			
刑期満了日	平成 年 月 日 (仮釈放 平成 年 月 日)		
家庭環境	《両親・家族等》	父 母	
	《祖父母・親戚等》		
	《経済状況》		
身元引受人	仮釈放時 施設職員／利用契約 (父・母)		
生育歴	《幼児期からの主要な経歴》		
	《学校・施設・就職経験》		

心身状況	知能指数 IQ	田中ビネー・WISCⅢ (言語性)(動作性)		
	身長 cm	CAPAS (検査日 平成 年 月 日)	体重 kg	
	身体障害			
	精神疾患			
	内部疾患			
	服薬状況			
福祉サービスの 利用状況	療育手帳 有(判定 判定日 判定機関)・無			
	身障手帳 有(判定 判定日 判定機関)・無			
	これまで受給していた福祉サービス			
	所得保障 現在の所持金 見込み (円 円)			
	障害基礎年金等年金の取得 有()・無			
	生活保護			
本人の意思確認 (主訴)				
施設の利用を 必要とする理由				
当面の処遇方針				

②アセスメントからのチェックシート

視 点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域

③プランニング表（個別支援計画表）

氏 名		記録日	平成 年 月 日	
支援の領域	支援目標	支援方法		担当者
			頻度・時間	

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏 名		記録日	平成 年 月 日
総合的支援目標		総合的達成状況	

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容

⑤更生保護施設用 アセスメント表

初回面接（個人別処遇資料）

NO	面接月日 年 月 日
氏 名 さん （ 歳）	面接者

○住民票	入所前の住所 転入先 異動の手続き（ 年 月 日 異動完了）
○健康保険	☐ 加入済（ 年 月 日） ☐ 国民健康保険（ 年間）
○年金加入状況	加入状況 ☐ 無 ☐ 有る （ ☐ 国民年金、 ☐ 厚生年金、 ☐ 共済年金） ☐ 納入状況（ ） ☐ 受給状況（ ）
○運転免許証更新	☐ 非該当 ☐ 該当 ☐ 手続き完了（ 年 月 日）
○連絡の取れる親族	☐ 無 ☐ 有 ①氏名 続柄 電話 住所 ②氏名 続柄 電話 住所 ☐ 保証人を頼めるか 家族との親和 ☐ 問題なし ☐ 疎遠 (内容)

○傷病の治療

☐不要

☐要

傷病名

傷病名

☐医療費の有無

○有り

○無

☐生活保

○援護の実績

☐今後の福祉との折衝の必要性

○服薬状況

☐無

☐有

病名

病名

薬の名前

服用頻度

刑務所での服用状況

☐服薬継続

☐要

☐否

○飲酒癖

☐飲まない

☐飲む

☐依存症歴あり

☐暴飲する

☐飲酒で問題を起こした

☐特別遵守事項記載

☐適量

○借金の整理

☐不要

☐要

債務合計

円

元金合計

円

○資格・免許

☐無

☐有（

）

○主な就労歴

自年月	至年月	社名	内容	給料他

○これからの就労計画

☐予定なし

☐予定あり（

）

続柄（

）

☐職種

☐今後の就労計画

○その他

○印象・生活歴など

○ここでの生活するうえでの問題点

○退所予定及び退所先について

○まとめ

⑥更生保護施設用 プランニング表

支援目標 ①
②
③

作成日 (/ /)
更新日 (/ /)

氏名:

処遇計画(案)		具体的計画 留意事項／備考	担当	期日	モニタリング 達成状況 計画の見直しの要否又は内容
地域生活に必要な基本的 ニーズの領域(該当○)	本人のニーズ／状況 留意事項／備考				
遵守事項 等					
障害への認知の状況					
求職・就労	・意欲 ・希望 ・能力 ・就労 ・その他				
生活基盤の確保	生計の確保 ・年金 ・生保 ・資産 ・仕送り ・その他				
	住居の確保 ・GH ・アパート ・その他の住居				
健康管理	不調の感知と訴え ・服薬・病状管理 ・食事管理 ・アルコール・薬物 ・精神、身体の状況 ・その他				
日常生活状況	・掃除 ・整理整頓 ・整容 ・清潔 ・洗濯 ・買物 ・手続 ・貴重品 ・交通機関 ・食事作り ・その他				
社会生活スキル	・対人関係・金銭管理 ・相談スキル・緊急時対応 ・コミュニケーションスキル (意思表示・伝達・会話理解) ・ADL・その他				
社会参加スキル	・趣味 ・社会活動 ・その他				
その他	・家族関係 ・その他必要な福祉サービス ・その他				



事例集



これまでに先駆的に施設・地域生活支援センター等で支援した内容を今回の研究における支援プログラムモデルに沿って作成・検証していただきました。

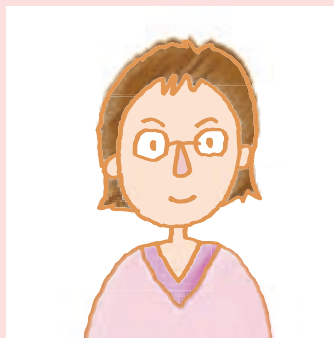
個人情報保護の観点から、次の点に留意しました。

- 地名・氏名は明記していません。
- 年齢・経過は架空です。
- アセスメント内容の一部は架空・創作しています。また、削除しています。

【更生保護施設での受け入れ事例】

① Fさん

45才 女性



矯正施設から、更生保護施設に入所し、地域自立を目指しています。

② Aさん

57才 女性



矯正施設から、障害者支援施設に入所し、本人の希望でグループホームではなく、アパート暮らしを目指しました。

【事例1】

① Fさん
45才 女性



矯正施設から、更生保護施設に入所し、地域自立を目指しています。

初回面接（個人別処遇資料）

NO	面接月日 21年 〇月〇〇日
氏 名 Fさん (45歳)	面接者
○住民票	入所前の住所 更生保護施設〇〇寮 所在地 転入先 当該更生保護施設 所在地 異動の手続き(年 月 日 異動完了)
○健康保険	☒ 加入済(年 月 日) ☒ 国民健康保険(年間)
○年金加入状況	加入状況 ☒ 無 ☐ 有る (☐ 国民年金、 ☐ 厚生年金、 ☐ 共済年金) ☐ 納入状況() ☐ 受給状況()
○運転免許証更新	☒ 非該当 ☐ 該当 ☐ 手続き完了(年 月 日)
○連絡の取れる親族	☐ 無 ☒ 有 ①氏名 〇〇 続柄 姉 電話 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市 5年位連絡をとっていない、姉の夫と折り合いが悪く、訪ねても「帰れ」と追い返される。姉からは幼児のころから可愛がってもらえ好印象。 ②氏名 続柄 電話 住所 ☐ 保証人を頼めるか 家族との親和 ☐ 問題なし ☒ 疎遠 (内容) 親が亡くなるまでは実家で生活。 H6年母死亡 H9父死亡。 その後は姉夫に引き取られる。 43歳 自転車を盗み執行猶予で釈放。 姉の夫に返ってくると言われて〇〇寮に入る。 44歳 初入・釈放後〇〇寮に入る。 45歳 2入・満期釈放後〇〇寮に入る。

支援プログラム（プラン）作成
氏名：F さん

支援目標

①可能な就労の継続を通して、自立と自信の確保を支援する
②安心・安全な生活と生活環境の確保を支援する
③生きがいや楽しみのある生活とふれあいの場の確保を支援する

作成日（ 〇 / 〇 ）
更新日（ 〇 / 〇 ）

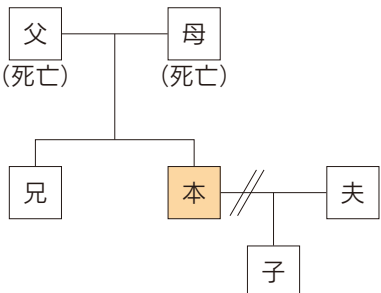
処遇計画（案）		具体的計画 留意事項／備考	担当	期日	モニタリング 達成状況 計画の見直しの要否又は内容
地域生活に必要な基本的 ニーズの領域（該当○）	本人のニーズ／状況 留意事項／備考				
遵守事項 等	「二度と人の物は盗らない」	①セルフモニタリング支援			
障害への認知の状況	・手帳取得には同意している ・福祉サービスを受けるための資格との認識	①手帳取得時には知的障害についての説明が必要			
求職・就労	・意欲 ・希望 ・能力 ・就労 ・その他 就労意欲旺盛で求職活動に積極的に取り組む ・能力的な制約はあるが就労歴が27年ある	①職業安定所を利用して一般就労 ②協力雇用主の利用 ③〇〇〇就労支援センターの利用			①職業安定所の紹介により〇/〇より就労開始決定
生活基盤の確保	生計の確保 ・年金 ・生保 ・資産 ・仕送り ・その他 ・就労自立の意向	①求職活動を通して現実的な収入の見通しを立てる ②年金の納付状況の確認 ③障害年金（基礎年金（一時金）・厚生年金）受給要件の確認 ④満期までの収入額確認。生活費貸与金計画策定 ⑤就労状況に応じて退所後の生活保護申請も視野に入れる			②③〇/〇〇社会保険事務所で確認済
	住居の確保 （GH）・アパート ・その他の住居 ・「一人で生活するのは不安」 ・単独での生活歴はない	①障害福祉担当部署との連絡調整 ②療育手帳取得（〇/〇判定） ③知的障害者GH受入れ調整 ④支援ネットワーク構築準備（各機関に働きかけ）		〇/〇	①〇/〇障害者福祉課に状況説明 →カンファレンス出席に同意を得る
健康管理	不調の感知と訴え ・服薬・病状管理 ・食事管理 （アルコール）薬物 ・精神、身体の状況 ・その他 ・「酒はもうやめたい」	①アルコールへの依存傾向の観察 ②効果的な断酒指導の検討			
日常生活状況	・掃除 ・整理整頓 ・整容 ・清潔 ・洗濯 ・買物 ・手続 ・貴重品 ・交通機関 ・食事作り ・その他				
社会生活スキル	（対人関係）（金銭管理） ・相談スキル・緊急時対応 ・コミュニケーションスキル （意思表示・伝達・会話理解） ・ADL・その他 ・「会話に入れない」コミュニケーションが苦手 ・金銭管理が苦手なことは自覚している	①居室及び同室者の配慮 ②金銭の預かり及び収支の管理			
社会参加スキル	（趣味）・社会活動 ・その他 ・「コンサートやスポーツ観戦をしたい」	①貯蓄が安定し生活に余裕が出てきたら余暇の過ごし方の計画を立てる			
その他	（家族関係） ・その他必要な福祉サービス ・その他 ・姉とは連絡が取れるが義兄の理解が得られない。	①本人の意思確認のうえ姉とのコンタクトの試み。支援の意思・意向の確認			

【事例2】
② Aさん
57才 女性



矯正施設から、障害者支援施設に入所し、本人の希望でグループホームではなく、アパート暮らしを目指しました。

①アセスメント表（入所調査時用）

(ふりがな) 氏名	Aさん		性別	男 ・ 女
生年月日	昭和・平成 28年〇月〇日(57才)			
本籍	〇〇県〇〇市〇〇〇			
矯正施設前居住地	居住地(生活実態のあった所)	〇〇県〇〇市〇〇〇		
	住所地(住民票のあった所)	同上		
矯正施設名	〇〇刑務所(〇〇県〇〇市)※県の刑務所			
本件犯罪 (非行)内容	①駅で置き引き 執行猶予・保護観察処分 窃盗 ②駅で鞆から財布を盗もうとする(未遂) 懲役1年6か月 ③コンビニエンスストアで煙草と菓子を万引き 懲役1年			
本件に至った 経緯・要因	同居の兄との関係が悪いこともあり、家に寄りつかずに近所を歩き回っては所持金を使い、所持金がなくなると窃盗をする。			
帰住予定地	未定(出身県の障害者支援施設利用を希望)			
刑期満了日	平成21年〇月〇日			
家庭環境	《両親・家族等》 両親は他界。同居していた関係の悪い兄が一人いるのみである。 前夫とは20年前に離婚し、子との交流も一切ない。			
	《祖父母・親戚等》 親戚との交流はほとんどない。成年後見制度の申し立ては、関係者協議に基づき祖母が行った。			
	《経済状況》 障害基礎年金1級。服役前は生活保護を受給していた。 仮釈放時 保佐人／利用契約 保佐人 ※保佐人は今回服役中に選任。			
生育歴	《幼児期からの主要な経歴》 両親健在中は裕福な家庭であった。高校中退後県外で就職し、結婚し1児をもうける。20年前に離婚して実家に戻り、一時就職するが解雇される。このころ両親が続けて亡くなり、同居の兄も精神疾患で働いていなかったため、生活保護受給となる。			

生育歴	《学校・施設・就職経歴》 高校中退後県外で就職。 離婚し実家に戻った後も一時就職していたが、奇声をあげる等の問題があり解雇される。			
心身状況	知能指数	IQ 50代	田中ビネー・WISC III (言語性) (動作性)	
	身長	〇〇〇cm	CAPAS (検査日 平成 年 月 日)	体重 〇〇kg
	身体障害	なし		
	精神疾患	統合失調症		
	内部疾患	高血圧症		
	服薬状況	朝 夕 精神安定剤、パーキンソン症候群治療薬 ※刑務所では受診・服薬なし。入所に際し受診して処方されたもの。		
福祉サービスの 利用状況	療育手帳	有 (判定 B 判定日 判定機関 〇〇知的障害者更生相談所)・無		
	身障手帳	有 (判定 判定日 判定機関)・無		
本人の意思確認 (主訴)	精神手帳	有 (判定 1級 判定日 判定機関)・無	※未更新	
	これまで受給していた福祉サービス 生活保護(服役前まで)			
施設の利用を 必要とする理由	所得保障	現在の所持金 見込み (約700,000円)		
	障害基礎年金等年金の取得	有 ()・無		
当面の処遇方針	● 兄との関係が悪く、自宅に帰ったとしても、自宅には居られずに外を歩き回り、再度窃盗を犯す可能性が高い。			
	● まずは障害福祉サービスにより(障害者支援施設で)一時的に生活の場を確保し、落ち着いた環境の中で、自立に向けた支援方策を検討していく必要がある。			
当面の処遇方針	● 矯正施設退所後、障害者支援施設に一時入所(短期入所)し、地域生活の実現に向けたアセスメント及び支援計画の検討を行う。 ※障害福祉サービスの支給決定は服役中に完了。			
	● 統合失調症もあるため、入所にあたっては、まず精神科に受診してもらう。			

②アセスメントからのチェックシート

視点	犯罪に至った要因	支援の目標	領 域
罪の認知 (窃盗)	● 安定した生活の場がなかった。	● 落ち着いて生活できる場を確保する。	生活基盤 (住まいの確保)
	● 家族(兄)も精神疾患で関係が非常に悪い。	● 家族関係について調査等を行う。	家族・生育状況
	● 悪いことだとわかってはいるが、抑制できなかった。	● 再犯予防の意識を高める。	法令遵守
	● 困ったときに相談できなかった(相談できる人がいなかった)。	● 信頼できる人間関係を作る。	社会的リハビリ (コミュニケーション)
	● 計画的にお金を使うことができなかった。	● 保佐人等と相談しながら計画的にお金を使う。 ● IADLの状況等を把握する。	社会的リハビリ (社会生活技術)
	● 統合失調症があるが受診も不規則であった。	● 統合失調症について診察・治療を受ける。	健康管理

③プランニング表(個別支援計画表)

氏名	Aさん		記録日	平成21年 ○ 月 ○ 日	
支援の領域	支援目標	支援方法	頻度・時間	担当者	
生活基盤 住まいの確保	落ち着いて生活できる場を確保する。	短期入所サービスを提供する。 居室は個室を用意する。	10日間 ※必要により(不適應なければ)延長	相談員	
家族・生育状況	家族関係について調査等を行う。	生活保護担当者に兄の状況等を確認する。	10日以内	市障害福祉 担当者	
法令遵守	再犯予防の意識を高める。	遵守事項を設定し、確認する。 ・施設の日課を守る。 ・作業に参加する。難しい場合は職員に相談する。 ・無断で棟外に出ない(定時に所在確認する)。 ・他入所者の部屋に入らない。 ・人の物を取らない。 ・煙草は吸わない。	入所時・毎日	管理者 支援員	
社会的リハビリ コミュニケーション	信頼できる人間関係を作る。	担当支援員を設定し、面接を行う。	毎日 ※勤務日可能な限り	担当支援員	
社会的リハビリ 社会生活技術	保佐人等と相談しながら計画的にお金を使う。	保佐人からの預かり金の範囲内で、日用品、菓子等の購入について相談する。	随時	保佐人 担当支援員	
	IADLの状況等を把握する。	生活状況の観察を行う。	毎日	支援員	
健康管理	統合失調症についてきちんと診察・治療を受ける。	主治医に診察してもらう。	入所時	保佐人 市保健師	

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏名	Aさん	記録日	平成21年 ○ 月 ○ 日
総合的支援目標		総合的達成状況	
矯正施設を退所し、落ち着いた生活を送る。 (見直し後) グループホームで落ち着いた生活を送る。		矯正施設を退所後、障害者支援施設(短期入所)において特に問題なく過ごしている。	

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
生活基盤 住まいの確保	落ち着いて生活できる場を確保する。	特に問題なく過ごしているが、生活全般に言葉かけや見守りが必要である。	当面現在の短期入所を継続する。グループホームの体験入居等を計画する(市障害福祉担当者)。
家族・生育状況	家族関係について調査等を行う。	生活保護担当者によれば兄は本人との同居を拒否しているとのことであるが、本人に伝えても理解できない様子である。	兄と直接会うことを計画する(市障害福祉担当者・市保健師)。
法令遵守	再犯予防の意識を高める	遵守事項は守っている。	計画は継続。
社会的リハビリ コミュニケーション	信頼できる人間関係を作る。	感情表出が乏しく、会話の内容も非常に表面的で、関係を形成していけるか不明。	計画は継続。
社会的リハビリ 社会生活技術	保佐人等と相談しながら計画的にお金を使う。	施設内ではお金を使う機会がほとんどなく、本人からの希望も特にない。 年金の支給日はきちんと覚えていて、保佐人に確認していた。	計画は継続
	IADLの状況等を把握する。	生活面は概ね自立しているが、人格水準の低下、経験不足等から、言葉かけや見守りが必要なこと、行動全般が雑であることがわかった。	グループホームでの生活も見据え、就労(作業)や余暇についても観察等を行う(支援員)。
健康管理	統合失調症についてきちんと診察・治療を受ける。	入所時精神安定剤(頓服)が処方されたが、使用していない。 睡眠は良好。 「知っている人の声がする」と幻聴がある様子。	受診して主治医に相談する(保佐人)。

④モニタリング表（個別支援計画表）

氏名	Aさん	記録日	平成21年 ○ 月 ○ 日
総合的支援目標		総合的達成状況	
グループホームで落ち着いた生活を送る。 (見直し後) アパートでの一人暮らしを目指す。		グループホームの体験入居等を行う中で、本人が家に帰りたい(一人暮らしがしたい)と思っていることがわかった。	

支援の領域	支援目標	達成状況	計画見直しの要否又は内容
生活基盤 住まいの確保	落ち着いて生活できる場を確保する。 グループホームへの入居を検討する。	施設を出て家に帰りたいという気持ちが強くなり、施設内の作業も休みがちになった。 グループホームへの入居は希望しないとのこと。	当面現在の短期入所を継続する。一人暮らしを目指したことより適切な支援ができる社会資源として、生活訓練施設の体験入所を計画する(相談支援専門員)。
家族・生育状況	兄と会い、今後について話をする。	市障害福祉担当者と市保健師が兄と面接したところ、本人との面会を強く拒否した。一人暮らしを目指すことを確認した後であったため、本人も特に拘らなかった。	とりあえず終了。兄の状況は継続的に把握していく(市障害福祉担当者・市保健師)。
法令遵守	再犯予防の意識を高める。	遵守事項はほぼ守っている。一度だけ無断で施設外に出ることがあった。	計画は継続。
社会的リハビリ コミュニケーション	信頼できる人間関係を作る。	服薬の効果もあるようで、職員との会話は増えた。 保佐人との関係においても、面会を重ねる中で緊張した様子がなくなった。	地域生活の実現に向け、相談支援専門員が中心となって相談支援を行う。
社会的リハビリ 社会生活技術	保佐人等と相談しながら計画的にお金を使う。	お金の話には非常に興味を示すが、金銭感覚がなく、地域生活に向け金銭管理が大きな課題となる。	生活訓練施設体験入所の際、所持金を自己管理してもらい、金銭管理能力について再アセスメントを行う。
	IADLの状況等を把握する。	作業内容を変えてから、やや参加は増えたが、作業量は少なく、仕事は好きではない。 余暇の過ごし方も課題である。	生活訓練施設の体験入所の際、IADLの状況等を観察してもらい、再アセスメントを行う。
健康管理	統合失調症について服薬治療を継続する。	施設では職員が服薬管理。 雑な行動や緊張した様子はなくなったが、その後幻聴や不眠を訴えるようになった。	服薬の自己管理を検討する(担当支援員)。

コメント

同居していた兄との関係が悪く、ホームレスのような生活をし、金がなくなると置き引きや万引き等をして再三逮捕され、執行猶予から実刑（2回）となった事例です。

退所当日から当施設において短期入所で受け入れました。そして、モニタリングを重ねる中で、目標が「アパートでの一人暮らし」と定まり、より適切な支援ができる施設ということで、6か月後に精神障害者生活訓練施設に移行することになりました。

この間の感想・課題については次のとおりです。

- 勾留中に担当弁護士が関係者に成年後見制度の利用を勧め、市を中心とした関係者協議を経て、施設入所前には保佐人が選任されたため、当施設の入所相談は比較的スムーズに開始することができた。
- 地域生活定着支援センターもなく、事前面接も行わなかった（行えなかった）ことから、本人の状況等は実際に入所してからでないとよくわからなかった。
- 感情表出が乏しいこともあって、入所後も本人の希望がよく把握できない中、市担当者等が当施設への長期入所を強く勧めるなど、長期目標がなかなか定まらなかった。
- しかし、保佐人、市担当者、途中からは相談支援専門員等必要な関係者も加わり、月1～2回のペースで個別支援会議を開きながら、モニタリング（再アセスメント）と支援計画の修正を重ねていくことができた。このため当施設も安心して支援を続けることができた。

今後、地域生活定着支援センターが全国に整備され、事前に矯正施設にも入って相当なアセスメントができるようになると思いますが、「矯正施設を退所した」ということで、受け入れをためらう施設もまだまだ多いと予想されます。受け入れを進めるためには、当初から区市町村（必要により相談支援事業者）がきちんと関与する体制を作ることが重要だと考えます。本事例が精神障害者生活訓練施設へ移行する際も、区市町村及び相談支援事業者がきちんと関与していることにより、スムーズな受け入れにつながりました。

IV

資料

1. 平成20年度矯正統計 90

1.平成20年度矯正統計 (矯正施設における知的障害者の統計状況)

国立のぞみの園

①新受刑者 精神診断

調査区分		総 数	精神障害 なし	知的障害	精神障害	精神症	その他の 精神障害	不 詳
平成15年	総数	31,355	29,405	324	174	313	1,099	40
	男	—	—	—	—	—	—	—
	女	—	—	—	—	—	—	—
平成16年	総数	32,090	30,085	271	141	322	1,250	21
	男	30,089	28,390	259	126	290	1,005	19
	女	2,001	1,695	12	15	32	245	2
平成17年	総数	32,789	30,608	287	125	435	1,304	30
	男	30,607	28,764	276	111	397	1,032	27
	女	2,182	1,844	11	14	38	272	3
平成18年	総数	33,032	31,223	265	103	345	1,060	36
	男	30,699	29,223	253	88	293	815	27
	女	2,333	2,000	12	15	52	245	9
(うち、少年刑務所)		52	52	-	-	-	-	-
平成19年	総数	30,450	28,719	242	109	253	1,116	11
	男	28,272	26,802	235	90	192	944	9
	女	2,178	1,917	7	19	61	172	2
(うち、少年刑務所)		42	42	-	-	-	-	-
平成20年	総数	28,963	26,887	237	161	384	1,214	80
	男	26,768	24,981	228	127	338	1,029	65
	女	2,195	1,906	9	34	46	185	15
(うち、少年刑務所)		63	60	-	-	-	3	-

②新受刑者の入所回数 (平成20年度)

調査区分		総 数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6～9回目	10回目以上
全体	総数	28,963	13,347	5,130	3,077	1,993	1,366	2,724	1,326
	男	26,768	11,930	4,785	2,863	1,907	1,317	2,662	1,304
	女	2,195	1,417	345	214	86	49	62	22
	%	100%	46.1%	17.7%	10.6%	6.9%	4.7%	9.4%	4.6%
知的 障害者	総数	237	82	52	23	19	12	24	25
	男	228	79	48	21	19	12	24	25
	女	9	3	4	2	0	0	0	0
	%	100%	34.6%	21.9%	9.7%	8.0%	5.1%	10.1%	10.5%

③新受刑者の知能指数

*知能指数の数値は矯正協会作成の心理測定検査 (CAPAS) によるIQ相当値を表示している。

調査区分		総 数	49以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～ 109	110～ 119	120 以上	テスト 不能
平成15年	総数	31,355	1,234	1,957	3,768	6,991	8,560	5,218	1,540	266	40	1,781
	男	—	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	—	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	100%	3.9%	6.2%	12.0%	22.3%	27.3%	16.6%	4.9%	0.8%	0.1%	5.7%
平成16年	総数	32,090	1,241	2,053	3,878	7,159	8,802	5,399	1,565	248	58	1,687
	男	30,089	1,173	1,910	3,643	6,743	8,331	5,101	1,485	238	56	1,409
	女	2,001	68	143	235	416	471	298	80	10	2	278
	%	100%	3.9%	6.4%	12.1%	22.3%	27.4%	16.8%	4.9%	0.8%	0.2%	5.3%
平成17年	総数	32,789	1,351	1,937	4,102	6,998	8,574	5,670	1,783	287	52	2,035
	男	30,607	1,266	1,806	3,868	6,590	8,042	5,316	1,689	269	51	1,710
	女	2,182	85	131	234	408	532	354	94	18	1	325
	%	100%	4.1%	5.9%	12.5%	21.3%	26.1%	17.3%	5.4%	0.9%	0.2%	6.2%
平成18年	総数	33,032	1,349	1,974	4,240	7,501	8,305	5,647	1,883	303	65	1,765
	男	30,699	1,255	1,853	3,988	7,024	7,742	5,301	1,775	286	64	1,411
	女	2,333	94	121	252	477	563	346	108	17	1	354
	%	100%	4.1%	6.0%	12.8%	22.7%	25.1%	17.1%	5.7%	0.9%	0.2%	5.3%
(うち、少年)		52	-	-	3	11	17	11	6	-	-	4
平成19年	総数	30,450	1,233	1,702	3,785	7,265	7,656	5,042	1,810	293	59	1,605
	男	28,272	1,135	1,597	3,523	6,684	7,148	4,734	1,709	278	55	1,409
	女	2,178	98	105	262	581	508	308	101	15	4	196
	%	100%	4.0%	5.6%	12.4%	23.9%	25.1%	16.6%	5.9%	1.0%	0.2%	5.3%
(うち、少年)		42	-	-	2	6	18	8	4	1	-	3
平成20年	総数	28,963	1,232	1,742	3,729	6,726	7,039	4,970	1,757	288	53	1,427
	男	26,768	1,126	1,598	3,463	6,211	6,516	4,633	1,671	273	52	1,225
	女	2,195	106	144	266	515	523	337	86	15	1	202
	%	100%	4.3%	6.0%	12.9%	23.2%	24.3%	17.2%	6.1%	1.0%	0.2%	4.9%
(うち、少年)		63	-	-	3	10	20	11	12	3	-	4

④新規受刑者 知的障害者の罪名（平成20年度）

*（ ）は平成19年度

窃盗	強制わいせつ・同致死傷	詐欺	覚せい剤取締法	強姦・同致死傷	横領・背任	放火	強盗致死傷	殺人
110 (139)	17 (7)	14 (10)	11 (14)	9 (1)	9 (8)	7 (8)	7 (4)	6 (0)
傷害	住居侵入	道路交通法	恐喝	強盗	鉄砲刀剣類所持等取締法	公務執行妨害	通貨偽造	文書偽造・有価証券偽造・支払カード電磁・的記録・印章偽造
6 (8)	5 (5)	5 (8)	4 (3)	3 (3)	3 (2)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
わいせつ・わいせつ文書頒布	強盗強姦・同致死	窃品等関係	暴力行為処罰に関する法律	売春防止法	麻薬及び向神経薬取締法	暴行	その他	計
1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (2)	11 (19)	237 (242)

⑤新受刑者の主な犯罪別の知能指数（平成20年度）

調査区分	総数	49以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～109	110～119	120以上	テスト不能
窃盗	9,258	662	786	1,437	2,132	1,966	1,281	419	89	20	466
覚せい剤取締法	6,233	65	160	601	1,508	1,835	1,324	417	62	13	248
詐欺	2,300	124	158	316	513	532	388	172	25	2	70
道路交通法	1,745	68	105	245	409	456	266	87	10	－	99
傷害	1,329	27	85	156	302	379	239	79	12	3	47
恐喝	603	10	24	78	139	181	116	27	3	2	23
強盗致死傷	514	10	16	51	120	110	107	49	5	－	46
強盗	482	17	25	60	106	116	90	35	4	－	29
殺人	467	20	39	50	115	107	63	26	7	－	40
横領・背任	459	45	33	66	101	95	69	20	7	－	23
強姦・同致死傷	446	7	11	31	86	99	119	49	13	2	29
住居侵入	429	21	40	77	106	76	59	23	3	1	23
強制わいせつ・同致死傷	392	10	15	45	87	87	73	48	7	－	20
文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁・的記録関係・印章偽造	289	2	6	26	71	72	74	22	4	1	11
放火	238	23	21	37	55	34	33	13	3	－	19
暴力行為等処罰に関する法律	229	13	22	36	48	60	33	7	1	1	8
業務上過失致死傷	200	5	9	14	46	61	43	6	－	－	16
暴行	189	13	17	30	38	54	21	7	－	－	9
鉄砲刀剣類所持等取締法	188	7	20	30	51	42	24	8	1	－	5
出入国管理及び難民認定法	171	4	11	14	46	19	7	3	4	3	60
傷害致死	165	2	11	20	29	38	34	20	1	－	10

⑥退所者の帰住先（平成20年度）

調査区分		総数	父母	配偶者	兄弟姉妹	その他の親族	知人	雇主	社会福祉施設	更生保護施設	その他
総数	総数	31,680	9,765	3,292	1,858	1,252	2,461	297	77	4,141	8,537
	男	29,431	9,074	2,998	1,715	948	2,241	294	74	3,868	8,219
	女	2,249	691	294	143	304	220	3	3	273	318
	%	100%	30.8%	10.4%	5.9%	4.0%	7.8%	0.9%	0.2%	13.1%	26.9%
満期釈放	総数	15,792	3,377	1,234	856	564	1,478	138	28	720	7,397
	男	15,173	3,217	1,173	819	484	1,385	137	27	683	7,248
	女	619	160	61	37	80	93	1	1	37	149
	%	100%	21.4%	7.8%	5.4%	3.6%	9.4%	0.9%	0.2%	4.6%	46.8%
仮釈放	総数	15,840	6,388	2,058	1,002	688	983	159	49	3,421	1,092
	男	14,215	5,857	1,825	896	464	856	157	47	3,185	928
	女	1,625	531	233	106	224	127	2	2	236	164
	%	100%	40.3%	13.0%	6.3%	4.3%	6.2%	1.0%	0.3%	21.6%	6.9%
その他	総数	48	-	-	-	-	-	-	-	-	48
	男	43	-	-	-	-	-	-	-	-	43
	女	5	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	%	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%

	総数 (%)	男 (%)	女 (%)
満期釈放	49.85%	51.55%	27.52%
仮釈放	50.00%	48.30%	72.25%
計	99.85%	99.85%	99.78%



研究検討委員会委員名簿



研究検討委員会

座長	小野 隆一	国立のぞみの園地域支援部長
	島田 久幸	新潟県コロニーにいがた白岩の里企画相談室長代理
委員	吉井 三夫	高崎市保健福祉部障害福祉課課長補佐
	高橋 勝彦	宮城県船形コロニー総合施設長
	中川 英男	滋賀県地域生活定着支援センター所長
	石川 恒	知的障害者更生施設「かりいほ」施設長
	松本 一美	和歌山県地域生活定着支援センター所長
	関口 清美	栃木県地域生活定着支援センター所長
	重吉 正文	救護施設「泉荘」荘長
	村上 実	障害者支援施設「あさかあすなろ荘」施設長
	渡辺 和生	障害者支援施設「八王子平和の家」施設長
	三木 平子	通勤寮「矢吹しらうめ通勤寮」施設長
	鈴木 康弘	地域生活支援センター「ふっとわーく」所長
	下山 雄二	高崎市障害者自立支援協議会委員
	森山 秀実	更生保護施設「ステップ押上」施設長
	渡邊 正幸	国立のぞみの園活動支援部就労支援課長
	古川 慎治	国立のぞみの園地域支援部地域移行課地域生活体験係長
	小林 隆裕	国立のぞみの園生活支援部第2課 寮長
事務局	瀬間 康仁	国立のぞみの園企画研究部企画研修課企画調査係長
研究担当	川田 圭祐	国立のぞみの園地域支援部地域支援課支援調査係主任
	新井 邦彦	国立のぞみの園生活支援部第2課主任
	悴田 徹	国立のぞみの園生活支援部第1課主任
	篠原 浩貴	国立のぞみの園生活支援部第1課生活支援員

アドバイザー

前澤 幸喜	法務省矯正局成人矯正課補佐官
等々力伸司	法務省矯正局成人矯正課事務官
白井 健二	法務省矯正局少年矯正課補佐官
池田 怜司	法務省保護局更生保護振興係長
熊坂 洋三	法務省保護局観察課係長
古田 康輔	法務省関東地方更生保護委員会主席審査官
西村 朋子	法務省関東地方更生保護委員会保護観察官
水澤 弘行	法務省前橋保護観察所統括保護観察官
田島佳代子	法務省宇都宮保護観察所統括保護観察官
宇井総一郎	厚生労働省社会援護局総務課課長補佐
高原 伸幸	厚生労働省社会援護局障害福祉課障害福祉専門官
押切 宣裕	厚生労働省社会援護局企画課施設管理室室長補佐
三島 俊行	厚生労働省社会援護局企画課施設管理室係長
水藤 昌彦	高槻地域生活総合支援センター「ぷれいすBe」施設長

国立のぞみの園 研究スタッフ（社会生活支援センター準備室）

小野 隆一	地域支援部長
渡邊 正幸	活動支援部就労支援課長
小林 隆裕	生活支援部第2課寮長
古川 慎治	地域支援部地域移行課地域生活体験係長
佐藤 孝之	法人事務局調査役付企画係長
小島 秀樹	地域支援部地域移行課地域移行係長
瀬間 康仁	企画研究部企画研修課企画調査係長
芝 康隆	生活支援部第1課副寮長
新井 邦彦	生活支援部第2課主任
悴田 徹	生活支援部第1課主任
川田 圭祐	地域支援部地域支援課支援調査係主任
飯塚 浩司	地域支援部地域移行課地域生活体験係生活支援員
篠原 浩貴	生活支援部第1課生活支援員
小野はるな	生活支援部第2課生活支援員



■ 厚生労働科学研究

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(平成18-20年度)

研究代表者 田島良昭

■ 平成20年度 障害者自立支援調査研究プロジェクトの研究事業

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

■ 「知的障害のある犯罪加害者への対応・支援におけるフレークワークの重要性」(2010.1.28)

水藤 昌彦(社会福祉法人 北摂杉の子会)

平成21年度 障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書

発 行 ●独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

発行者 ●理事長 遠藤 浩

事務局 ●〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2 TEL. 027-325-1501(代)

発行日 ●平成22年3月

印刷所 ●朝日印刷工業株式会社

